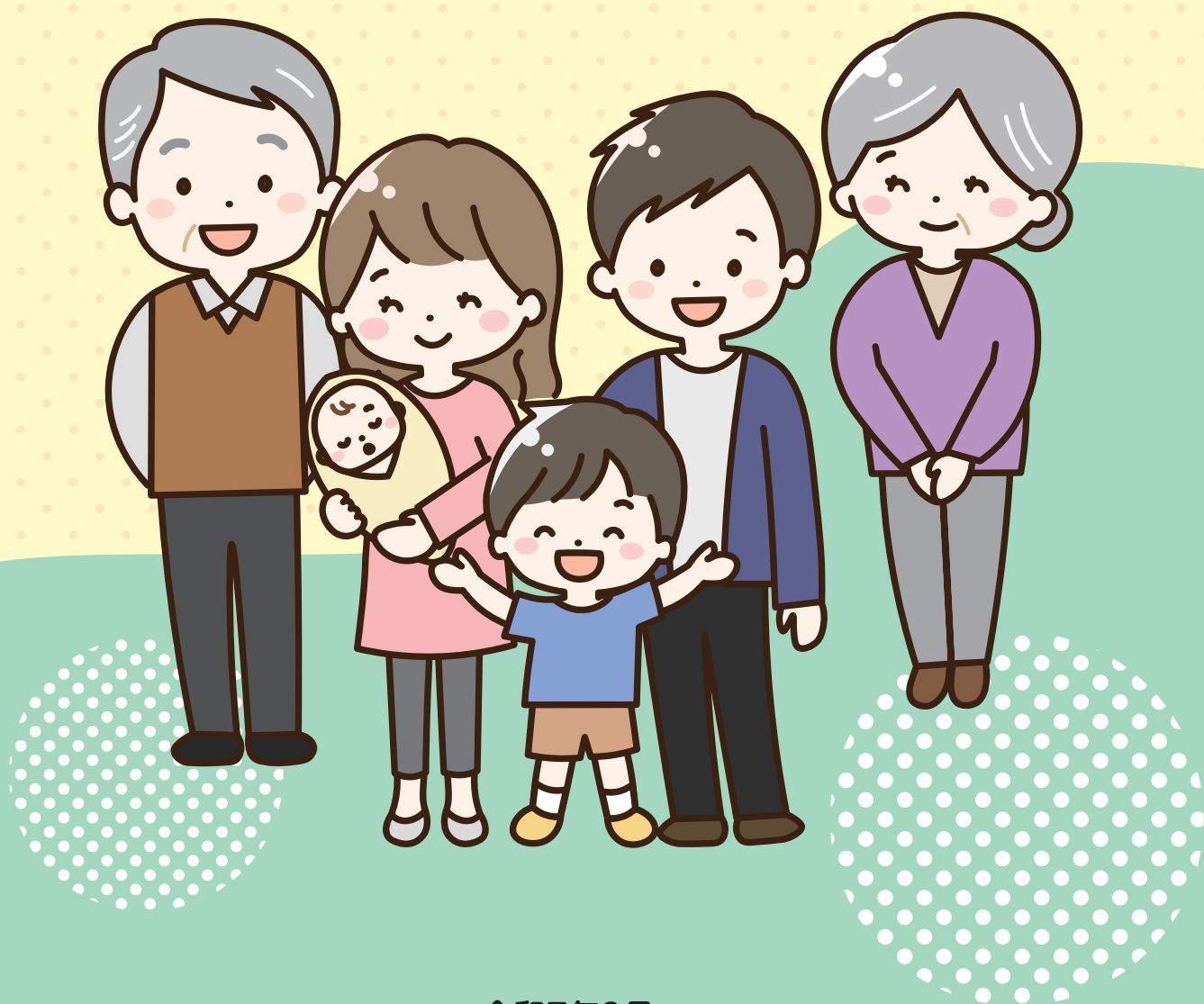


第3期玉野市 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
玉野市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 国の制度改正	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定方法	5
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	7
1. 人口等の動き	7
2. 子育て支援施設や事業等の状況	13
3. アンケート調査結果の概要	20
第3章 本市における子育て支援の課題と方向性	40
1. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援	40
2. 親子の健康づくりと食育の推進	40
3. 多様な子育て支援サービスの充実	41
4. ワーク・ライフ・バランスの推進	41
5. 子育てを応援するまちづくり	42
6. きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実	42
7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	43
8. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	43
9. 教育環境の充実	43
第4章 子育て支援の基本的な考え方	44
1. 基本理念	44
2. 基本目標と取組方針	44
第5章 施策の展開	46
【基本目標1】 健やかに産み育てられる環境づくり	46
1. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援	46
2. 親子の健康づくりと食育の推進	48
【基本目標2】 子育てと仕事の両立	50
3. 多様な子育て支援サービスの充実	50
4. ワーク・ライフ・バランスの推進	52
【基本目標3】 地域で安心して子育てできる環境づくり	55
5. 子育てを応援するまちづくり	55
6. きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実	57
7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	61

【基本目標４】 子どもの生きる力の育成	64
8. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	64
9. 教育環境の充実	66
第6章 サービスの見込み量と確保方策	68
1. 教育・保育提供区域の設定	68
2. 幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制	69
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制	72
第7章 計画の推進にあたって	82
1. 関係機関等との連携	82
2. 計画の達成状況の点検・評価	82
3. 市民の参画や地域との連携	83
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	83
5. 障害児支援の体制整備の推進	83
資料編	84
1. 玉野市子ども・子育て会議設置要綱	84
2. 玉野市子ども・子育て会議委員名簿	86

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、我が国の子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの諸問題が深刻化しています。

このような状況の中、我が国では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会のまんなか(こどもまんなか社会)に据えて強力に押し進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、子どもに関する施策・取組を総合的に担うこととされました。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の量の拡充・質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。本市においてもこのような国の流れを受け、平成27年3月に「玉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

さらに、令和元年10月には、少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。同年11月には、貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望をもてる社会を目指すことを目的に「子どもの貧困対策に関する大綱」が改訂され、本市においても子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を促進することを目的として、令和2年3月に「第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の抜本的拡充や保護者の就労要件等にかかわらず0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、保育所等を時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」の創設などが示されており、それらへの対応も今後必要となってきます。

本市では、「第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、子どものいる全ての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 国の制度改正

時期	内容
平成 23 年	○子ども・子育て関連 3 法成立
平成 27 年	○子ども・子育て新制度開始 ○第 1 期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	○幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ○子ども・子育て支援法改正
令和 3 年	○こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定 「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが趣旨
令和 5 年	○こども基本法施行、こども家庭庁創設 「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含むこども施策は、こども家庭庁に移管された。
令和 6 年	○子ども・子育て支援法改正 児童手当の抜本的拡充、「こども誰でも通園制度」の創設等を明記



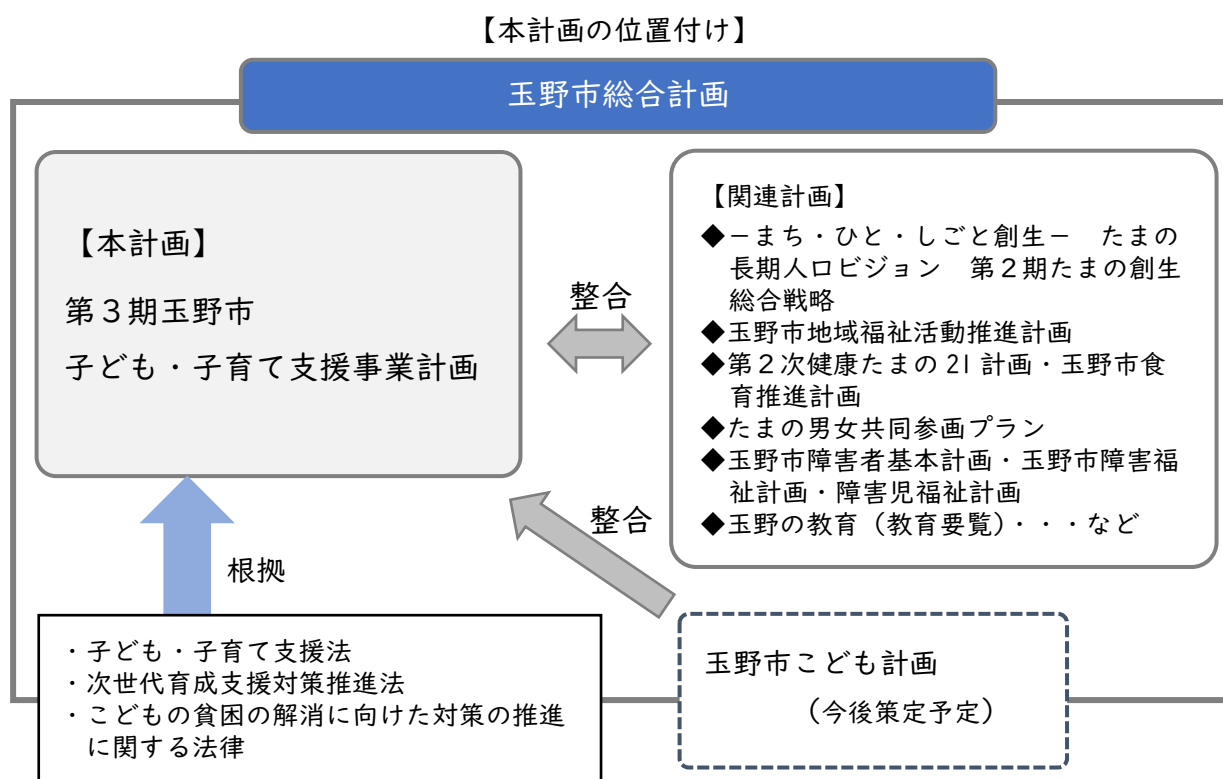
3. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」として位置付けられます。

また、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付（幼稚園や保育所などへの入所支援）」及び「地域子ども・子育て支援事業（子育て支援のための施策や事業）」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。

本計画は、上位計画である「玉野市総合計画」をはじめ、「健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」「たまの男女共同参画プラン」「玉野市地域福祉活動推進計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。令和11年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、令和12年度からの次期計画につなげます。

(年度)								
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
第2期		第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画						
						見直し	次期計画	



5. 計画の策定方法

(1) 玉野市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたっては、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「玉野市子ども・子育て会議」に諮り、専門的見地からご意見をいただきました。

【玉野市子ども・子育て会議の開催経緯】

実施期日		主な審議内容
令和5年度 第1回	令和6年 2月1日(木) 13:00～	・委員長及び副委員長の選出 ・子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる ニーズ調査の実施について
令和6年度 第1回	令和6年 9月26日(木) 13:30～	・委員長及び副委員長の選出 ・子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる ニーズ調査の結果について
令和6年度 第2回	令和6年 11月28日(木) 13:00～	・第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画（素案）につ いて
令和6年度 第3回	令和7年 2月19日（水） 10:00～	・第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画（案）につ いて

（２）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズを的確に反映するため、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

（３）第２期玉野市子ども・子育て支援事業計画の検証と評価

第２期玉野市子ども・子育て支援事業計画に基づき実行している様々な子育て支援施策や取組について検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めました。本計画は、それぞれの取組内容の検証・評価を踏まえ、策定しています。

（４）パブリックコメントの実施

ホームページなどにおいて計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施します。



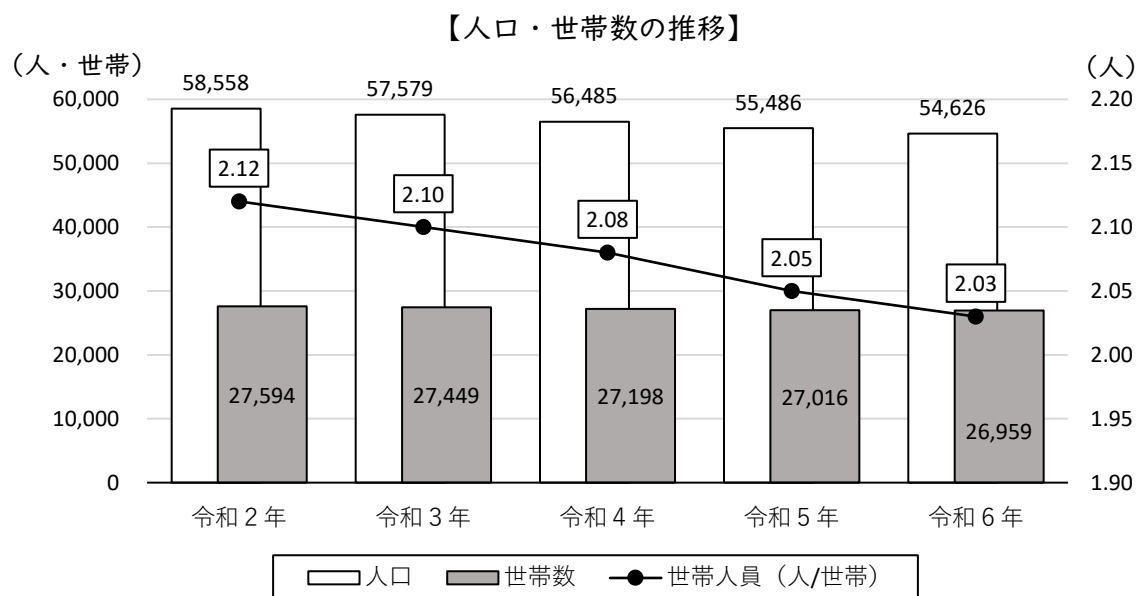
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

1. 人口等の動き

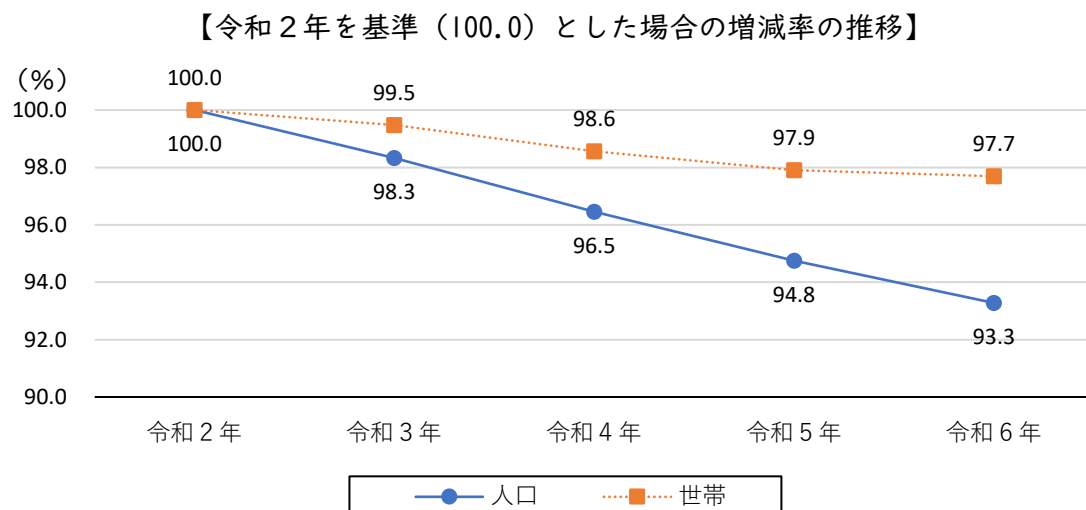
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和6年3月末現在で54,626人となっており、減少傾向で推移しています。

世帯数についても減少傾向で推移しており、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員についても、令和6年3月末現在で2.03人と減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）



資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 人口動態

人口の動きである人口動態をみると、出生、死亡の差からみる自然動態は死亡者数が出生者数を上回る自然減で推移しています。また、転入、転出からみる社会動態についても、転出者数が転入者数を上回る社会減で推移しています。

人口動態の減少は令和4年の1,061人の減少をピークに減少数は少なくなってきており、令和6年では838人の減少となっています。

【人口動態の推移】

(単位：人)

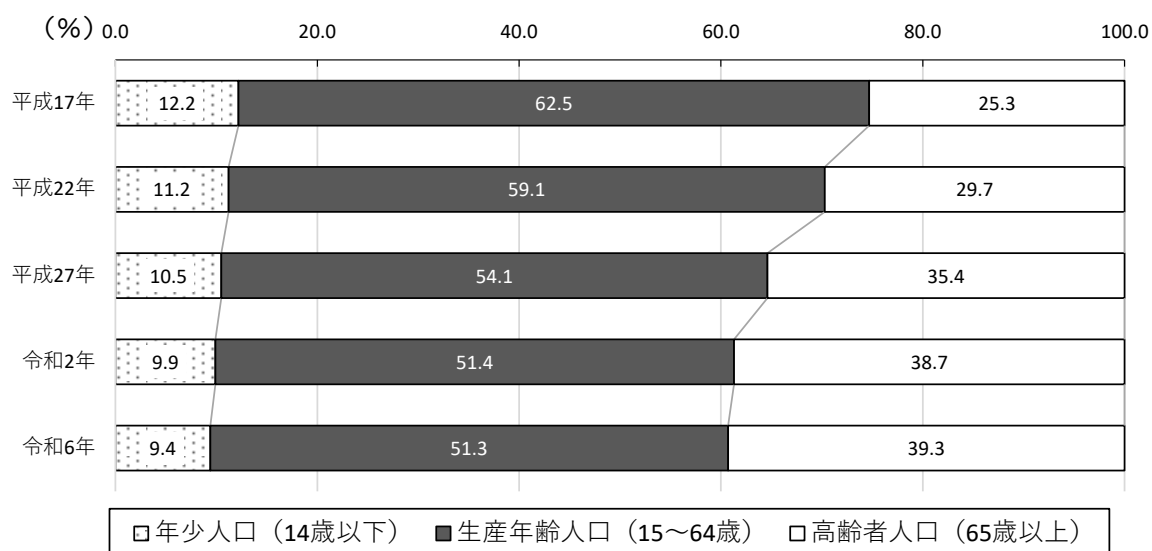
	自然動態			社会動態		人口動態
	出生者数	死亡者数		転入者数	転出者数	
令和2年	327	869	-542	1,672	1,861	-189
令和3年	259	831	-572	1,252	1,649	-397
令和4年	269	922	-653	1,217	1,625	-408
令和5年	250	1006	-756	1,548	1,745	-197
令和6年	218	935	-717	1,489	1,610	-121

資料：住民基本台帳（各年3月末）

(3) 年齢別人口構成

本市の14歳以下の年少人口比率は微減で推移しています。また、高齢者人口比率は増加傾向で推移しており、令和6年では39.3%と、人口の約4割は高齢者という状況となっています。

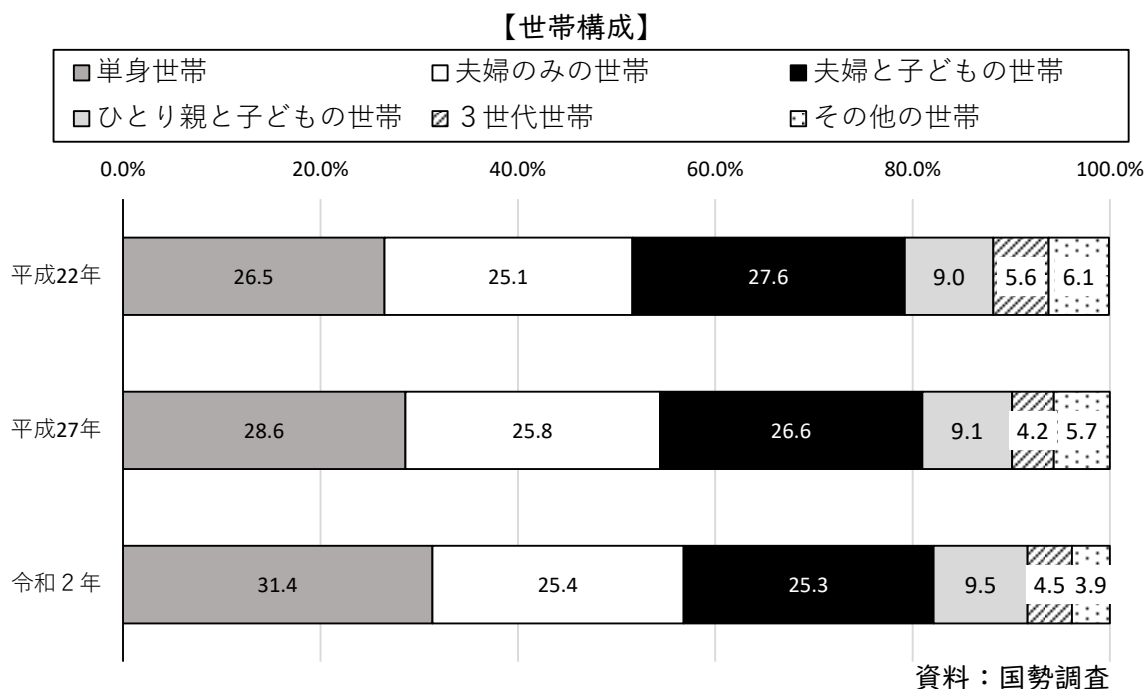
【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：国勢調査、令和6年は住民基本台帳

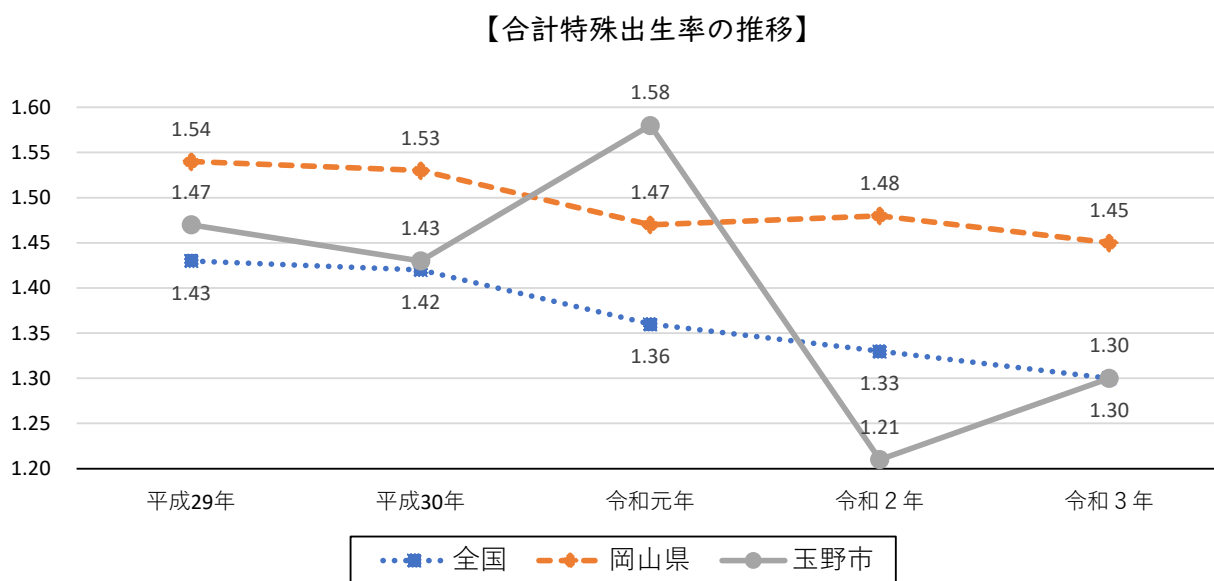
(4) 世帯構成の状況

世帯構成をみると、平成27年と比べて令和2年では「単身世帯」や「ひとり親と子どもの世帯」で増加がみられます。



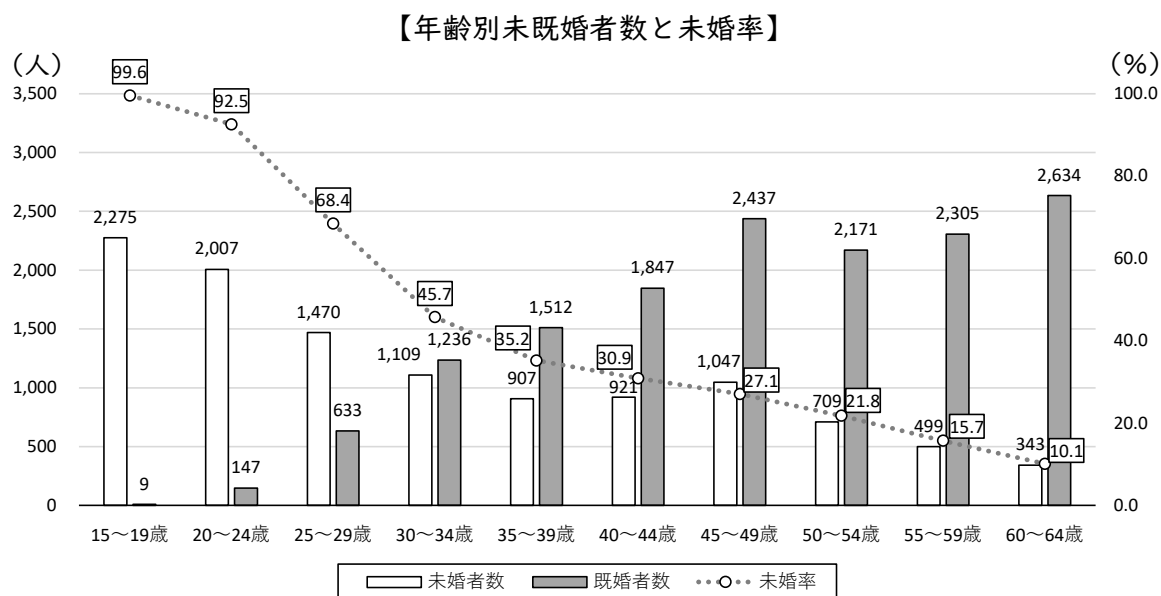
(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15～49歳までの女性が産む子どもの数の平均）をみると、令和2年には1.21まで減少していましたが、令和3年では1.30となっており、県平均と比べて低く、全国とは同じ水準となっています。



(6) 婚姻の状況

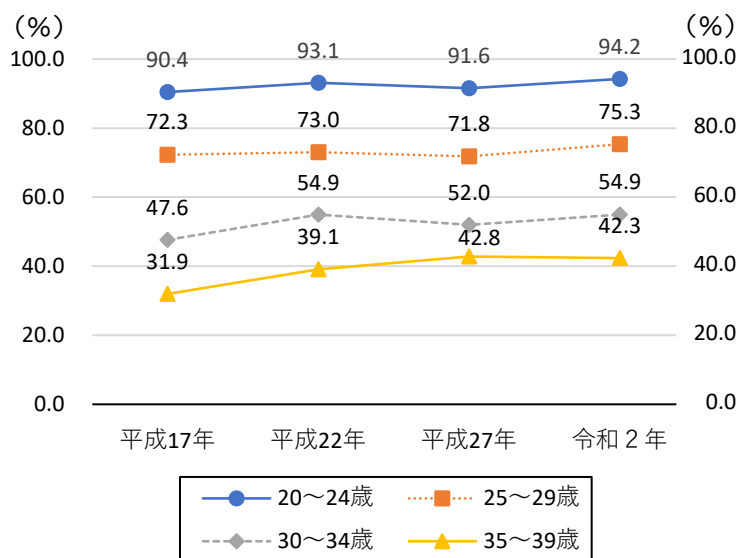
本市の未既婚者数を年齢別にみると、30～34歳以上の年齢層で既婚者数が未婚者数を上回っています。未婚率の減少が大きい20歳代後半から30歳代前半が婚姻の中心的年齢層である状況がうかがえます。



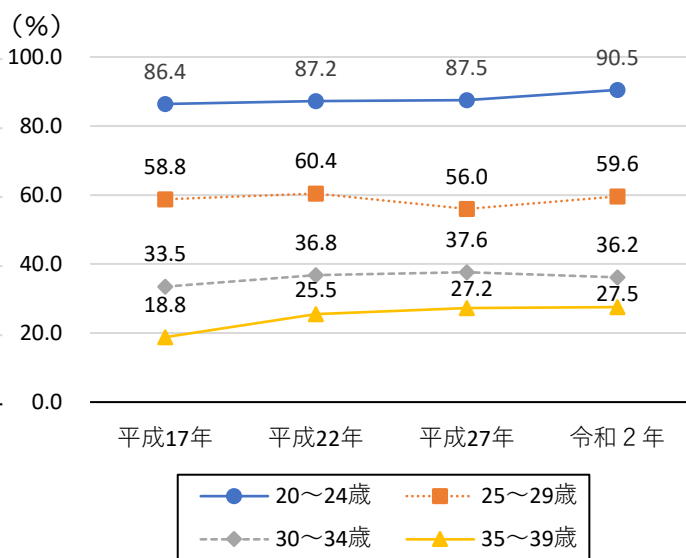
資料：令和2年 国勢調査

男女別の未婚率の推移をみると、男性では35～39歳を除く年齢層の未婚率が上昇しています。女性では、30～34歳を除く年齢層において未婚率が上昇しています。男女ともに全体的に未婚率の増加がみられ、晩婚化の進行がうかがえます。

【男性の年齢別未婚率の推移】



【女性の年齢別未婚率の推移】

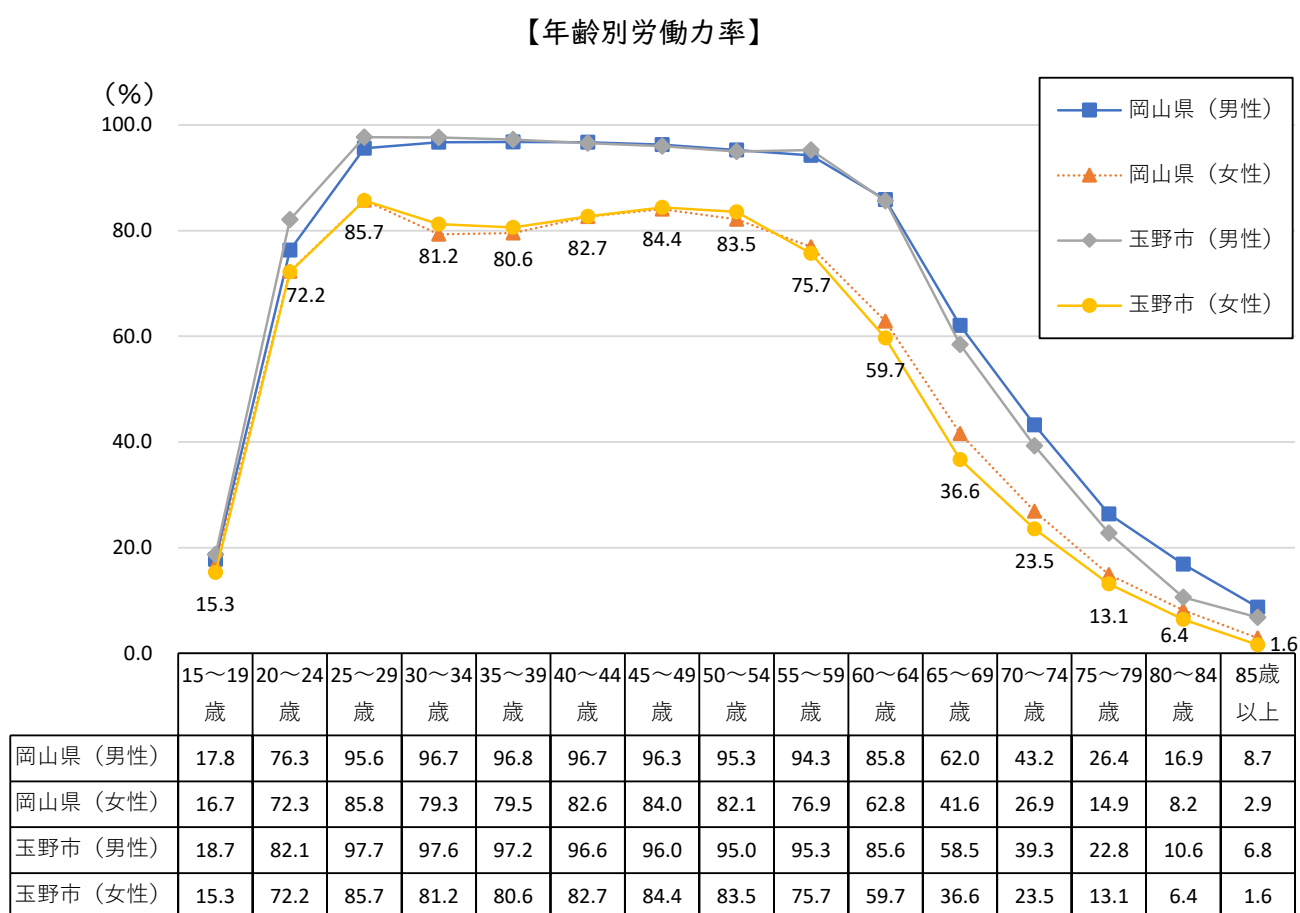


資料：国勢調査

(7) 年齢別労働力率

本市における女性の労働力率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の状況にあります。

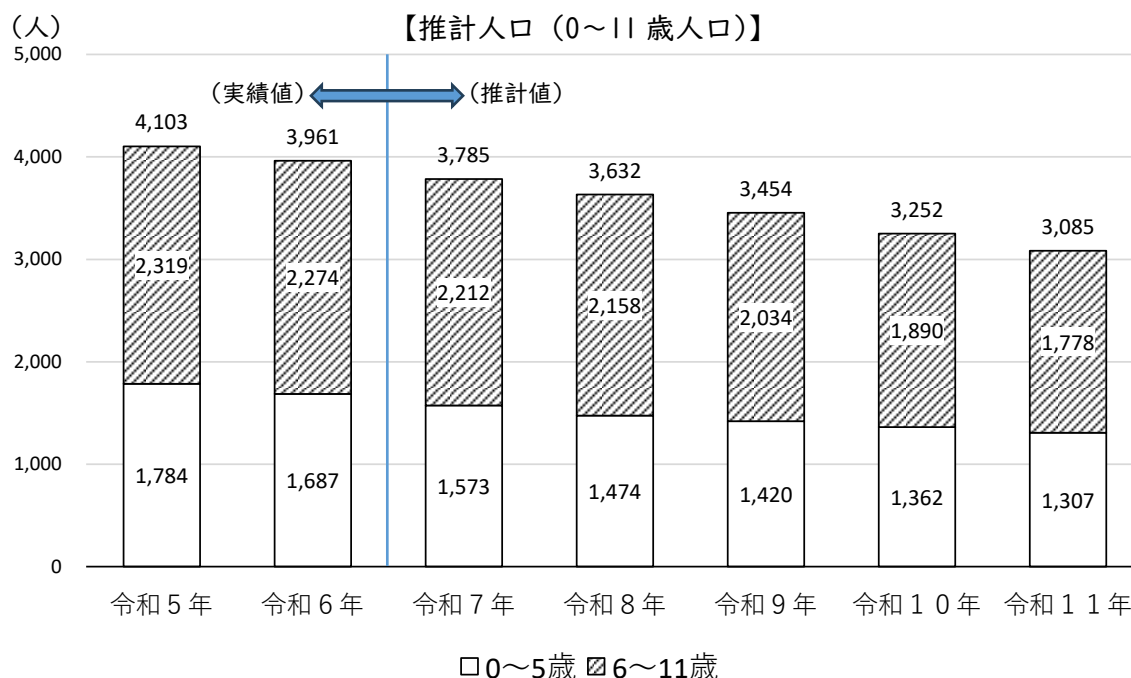
また、女性の労働力率は概ね県の平均の水準ですが、55歳以上ではやや県の平均を下回ります。



資料：令和2年 国勢調査

(8) 推計人口（0～11 歳人口）

0 歳から 5 歳までの就学前児童及び 6 歳から 11 歳までの就学児童の推計人口をみると、計画期間の令和 7 年から令和 11 年の間、減少傾向で推移していくことが見込まれます。



(人)

	実績値		推計値				
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	250	216	228	219	212	206	199
1 歳	267	260	222	235	225	218	212
2 歳	271	270	260	222	235	225	218
3 歳	317	270	268	258	220	233	223
4 歳	347	323	270	268	258	220	233
5 歳	332	348	325	272	270	260	222
合計	1,784	1,687	1,573	1,474	1,420	1,362	1,307
6 歳	367	328	343	320	268	266	256
7 歳	409	367	328	343	320	268	266
8 歳	393	411	367	328	343	320	268
9 歳	375	392	410	367	328	343	320
10 歳	400	373	391	409	366	327	342
11 歳	375	403	373	391	409	366	326
合計	2,319	2,274	2,212	2,158	2,034	1,890	1,778

資料：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計

2. 子育て支援施設や事業等の状況

(1) 子育て支援施設の状況

① 保育所の現状

【保育所の状況】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(園)	6	6	6	6	6	6
定員(人)	810	810	830	830	820	810
入所児童数(人)	832	860	886	851	849	832
施設充足率(%)	102.7	106.2	106.7	102.5	103.5	102.7

※紅陽台ちどり保育園については、施設数から除き、
定員を各年100人として集計

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【年齢別入所児童数の推移】

保育所	令和2年			令和6年		
	児童人口 a(人)	保育所入所 児童数 b(人)	入所児童 割合(%) c=b/a	児童人口 a(人)	保育所入所 児童数 b(人)	入所児童 割合(%) c=b/a
0歳	315	44	14.0%	216	21	9.7%
1歳	353	141	39.9%	260	136	52.3%
2歳	335	149	44.5%	270	150	55.6%
3歳	368	179	48.6%	270	153	56.7%
4歳	419	182	43.4%	323	185	57.3%
5歳	401	165	41.1%	348	187	53.7%
合計	2,191	860	39.3%	1,687	832	49.3%

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【保育所別入所児童数】

		定員 (人)	年齢別児童数(人)							施設 充足率 (%)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
公立	田井保育園	100	3	14	16	20	20	28	101	101.0
	宇野保育園	40	0	5	6	9	12	12	44	110.0
	和田保育園	40	1	10	3	5	7	8	34	85.0
	渋川保育園	30	0	3	0	5	8	2	18	60.0
私立	築港ちどり保育園	230	8	43	52	40	56	57	256	111.3
	槌ヶ原ちどり保育園	270	7	51	60	60	60	59	297	110.0
	紅陽台ちどり保育園	100	2	10	13	14	22	21	82	82.0
合計		810	21	136	150	153	185	187	832	102.7

※紅陽台ちどり保育園の岡山市民分を含む総定員数は270人 資料：庁内資料（令和6年4月1日現在）

②幼稚園の現状

【幼稚園の状況】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（園）	6	6	6	6	5	5
定員（人）	550	287	297	260	210	160
入園児童数（人）	276	255	206	167	129	93
施設充足率（％）	50.2	88.9	69.4	64.2	61.4	58.1

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【年齢別入園児童数の推移】

幼稚園	令和2年			令和6年		
	児童人口 a（人）	幼稚園入園 児童数 b（人）	入園児童 割合（％） c=b/a	児童人口 a（人）	幼稚園入園 児童数 b（人）	入園児童 割合（％） c=b/a
3歳	368	71	19.3	270	16	5.9
4歳	419	92	22.0	323	33	10.2
5歳	401	92	22.9	348	44	12.6
合計	1,188	255	21.5	941	93	9.9

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【幼稚園別入園児童数】

	定員（人）	年齢別児童数（人）				施設充足率 （％）
		3歳	4歳	5歳	合計	
田井幼稚園	50	6	13	10	29	58.0
宇野幼稚園	20	2	6	5	13	65.0
日比幼稚園	20	1	6	5	12	60.0
荘内幼稚園	50	6	3	19	28	56.0
荘内南幼稚園	20	1	5	5	11	55.0
合計	160	16	33	44	93	58.1

資料：庁内資料（令和6年4月1日現在）

③認定こども園の現状

【認定こども園の現状】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（園）	6	6	6	5	5	5
定員（人）	620	520	520	500	470	460
入園児童数（人）	484	496	464	411	400	396
教育利用	71	65	69	48	41	39
保育利用	413	431	395	363	359	357
施設充足率（％）	78.1	95.4	89.2	82.2	85.1	86.1

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【認定こども園の年齢別入園児童数】

	定員 (人)	利用種別	年齢別児童数（人）							施設 充足率 (%)	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
玉 認定こども園	60	教育利用	－	－	－	5	5	3	13	46	76.7
		保育利用	0	5	8	6	6	8	33		
玉原 認定こども園	110	教育利用	－	－	－	2	4	2	8	95	86.4
		保育利用	3	7	18	16	15	28	87		
大崎 認定こども園	70	教育利用	－	－	－	1	2	0	3	66	94.3
		保育利用	6	10	6	12	14	15	63		
八浜 認定こども園	100	教育利用	－	－	－	2	0	3	5	91	91.0
		保育利用	2	16	11	15	21	21	86		
サンマリン 認定こども園	120	教育利用	－	－	－	2	7	1	10	98	81.7
		保育利用	2	14	10	20	20	22	88		
合計	460	教育利用	－	－	－	12	18	9	39	396	86.1
		保育利用	13	52	53	69	76	94	357		

資料：庁内資料（令和6年4月1日現在）

④小学校の現状

【小学校の現状】

	1～3年生（人）				4～6年生（人）				合計 （人）
	1年生	2年生	3年生		4年生	5年生	6年生		
田井小学校	58	82	66	206	60	63	63	186	392
築港小学校	14	15	14	43	14	23	15	52	95
宇野小学校	17	37	24	78	33	37	36	106	184
玉小学校	16	19	15	50	10	12	14	36	86
玉原小学校	16	15	21	52	26	20	23	69	121
日比小学校	27	11	20	58	16	14	18	48	106
第二日比小学校	15	17	20	52	17	14	17	48	100
荘内小学校	90	100	142	332	127	106	123	356	688
八浜小学校	30	23	33	86	27	25	35	87	173
大崎小学校	11	10	16	37	13	17	23	53	90
後閑小学校	4	2	3	9	3	3	4	10	19
山田小学校	10	11	8	29	14	11	8	33	62
胸上小学校	14	14	18	46	14	13	13	40	86
鉾立小学校	1	4	6	11	10	12	5	27	38
合計	323	360	406	1,089	384	370	397	1,151	2,240

資料：庁内資料（令和6年4月1日現在）

⑤玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）

本市では、令和２年度に少子化による園児数の減少や施設の老朽化、また国の制度見直し等、本市を取り巻く環境の変化を勘案しながら、本市における幼保一元化等の望ましいあり方についての方向性を「玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）」として取りまとめています。今後も状況に応じて随時見直しを行っていく予定です。

地区	保育園	幼稚園	取組方針
田井	田井	田井	2園の統合を目指す
宇野 築港	築港ちどり	-	現状のとおり
	宇野	宇野	3園の統合を目指す
玉	玉認定こども園		
玉原	玉原認定こども園		現状のとおり
和田	和田	和田	4園の統合を目指す (和田幼稚園は令和5年度末で閉園し、日比幼稚園に統合)
日比	渋川	日比	
荘内	紅陽台ちどり	荘内	紅陽台ちどり保育園と槌ヶ原ちどり保育園は、現状のとおり 荘内南幼稚園は令和6年度末で閉園し、荘内幼稚園に統合
	槌ヶ原ちどり	荘内南	
八浜	八浜認定こども園		現状のとおり
	大崎認定こども園		現状のとおり
山田	サンマリン認定こども園		鉾立認定こども園は令和3年度末で閉園し、サンマリン認定こども園に統合
東児			

※本表は計画策定時（令和３年３月）の表をもとに作成しています。

(2) 子育て支援事業の実施状況

①特別保育事業（延長保育・一時預かり・休日保育）

延べ利用人数（人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	441	562	605	625
一時預かり保育事業	2,936	1,831	1,854	1,421
休日保育事業	26	27	14	24

②幼稚園における預かり保育事業

延べ利用人数（人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預かり保育	465	253	238	259

③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

延べ利用人数（人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	5,001	4,310	7,208	10,732

④病児保育事業

延べ利用人数（人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児保育事業 （玉野市民病院）	47	58	26	120

⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員合計（人/年）	427	438	415	407
依頼会員（人/年）	296	307	295	281
両方会員（人/年）	21	21	15	14
提供会員（人/年）	110	110	105	112
延べ利用人数（人/年）	1,558	1,155	849	634
実利用者数（人/年）	29	25	32	24

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施か所数（か所）	17	18	18	18
利用者合計（人/年）	677	694	757	792
1年生	192	206	222	211
2年生	159	174	196	206
3年生	135	129	150	158
4年生	92	95	99	122
5年生	68	49	60	58
6年生	31	41	30	37

⑦乳児家庭全戸訪問事業（全戸訪問）

訪問人数（人/年）		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
乳児家庭 全戸訪問事業	実施数	263	266	246	234
	実施率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度、前年度12月から当該年度11月までを集計期間としています。

⑧妊産婦健康診査

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受診者延べ人数（人/年）	3,576	3,312	2,932	2,967
受診率（％）	72.0	83.4	78.3	78.2

⑨養育支援訪問事業

訪問人数（人/年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
養育支援訪問事業	364	277	298	207

⑩地域子ども楽級・児童館

利用者数（人/年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域子ども楽級	469	577	543	649

児童館来館者数（人/年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
乳幼児	1,969	1,610	2,044	2,740
小学生	658	683	949	1,634

⑪ひとり親家庭等医療費助成

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象者（人/年）	495	507	482	339
延べ利用件数（件/年）	6,543	6,983	7,353	6,952

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査地域	玉野市全域	
調査対象	市内在住で就学前児童（0～5歳）のいる世帯	市内在住で小学生児童のいる世帯
調査数	800	800
調査方法	・幼稚園・保育所（園）・認定こども園を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収	・学校を通じて配布・回収
有効回収数	634	676
有効回収率	79.3%	84.5%

※数値等の基本的な取扱いについて

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

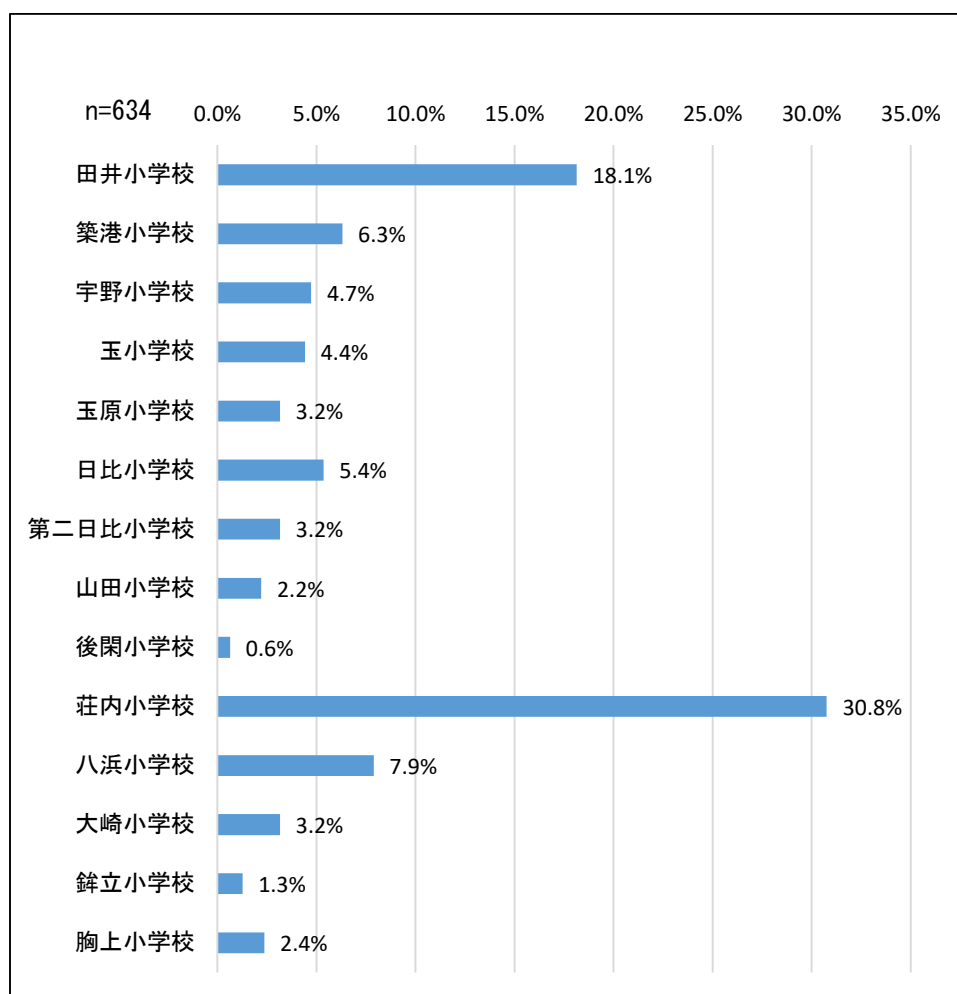


(2) 調査結果

①お住まいの地域について

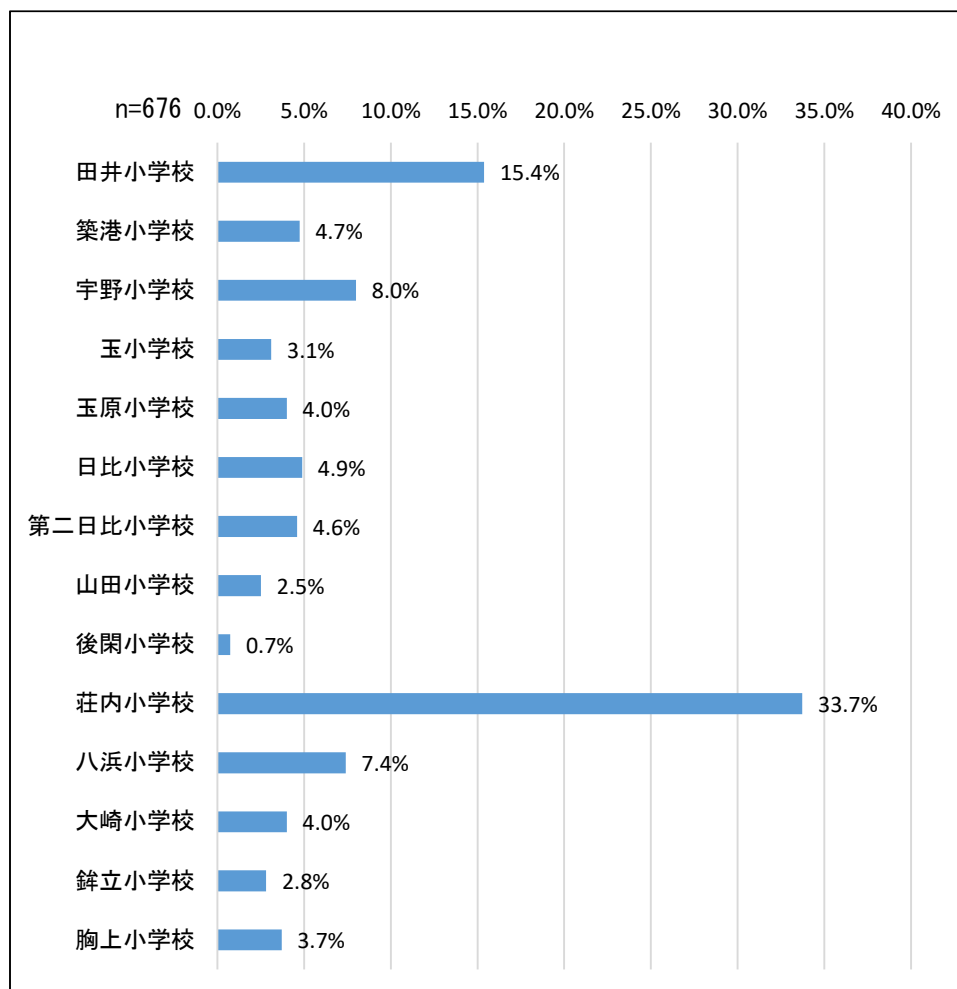
【就学前児童】

「荘内小学校」の割合が30.8%と最も高く、次いで「田井小学校」が18.1%、「八浜小学校」が7.9%となっています。



【小学生児童】

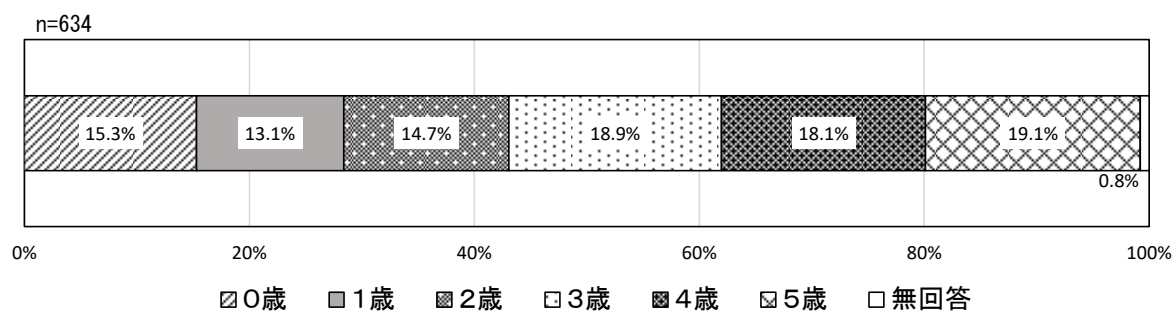
「荘内小学校」の割合が33.7%と最も高く、次いで「田井小学校」が15.4%、「宇野小学校」が8.0%となっています。



②お子さんの年齢

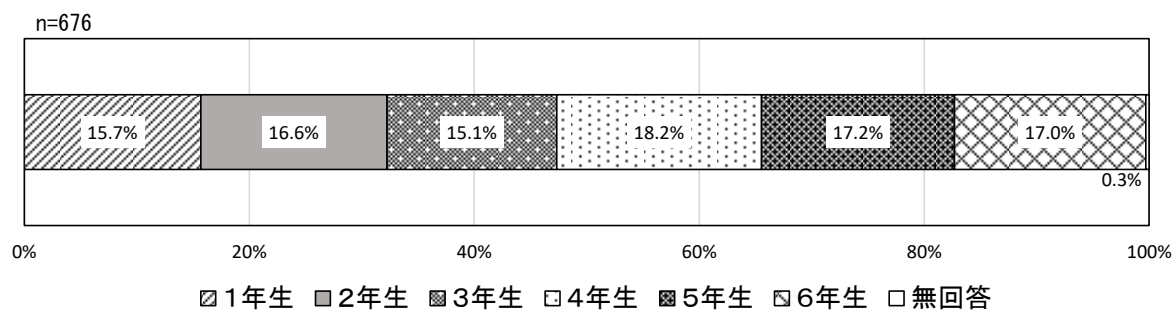
【就学前児童】

「5歳」の割合が19.1%と最も高く、次いで「3歳」が18.9%、「4歳」が18.1%となっています。



【小学生児童】

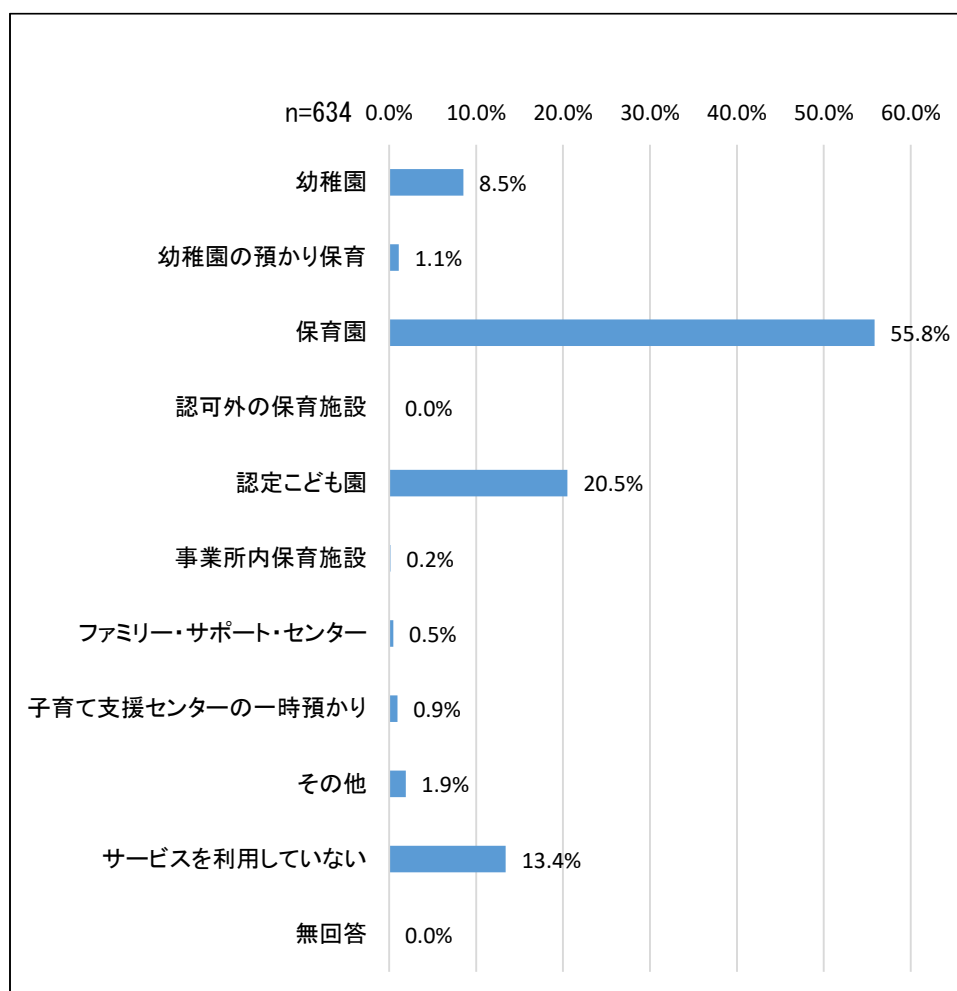
「4年生」の割合が18.2%と最も高く、次いで「5年生」が17.2%、「6年生」が17.0%となっています。



③お子さんが平日に利用しているサービスについて

【就学前児童】

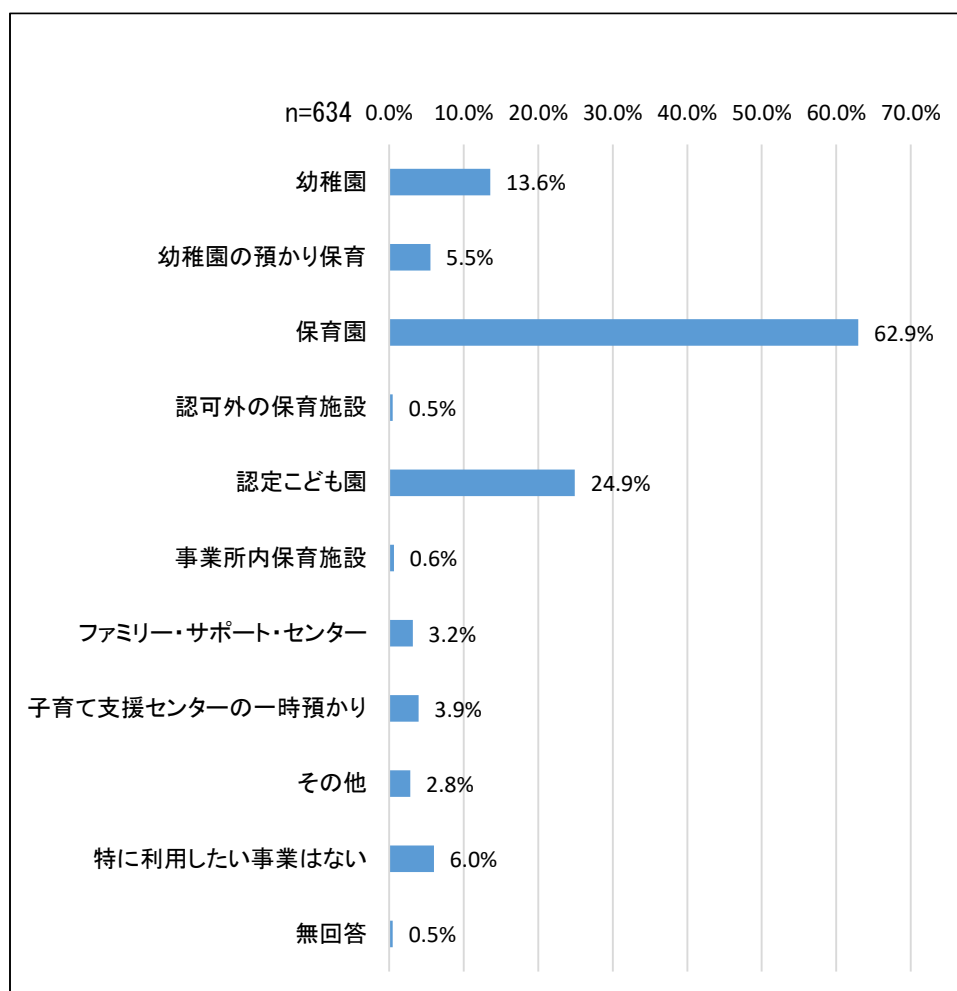
「保育園」の割合が55.8%と最も高く、次いで「認定こども園」が20.5%、「サービスを利用していない」が13.4%となっています。



④今後のサービスの利用希望

【就学前児童】

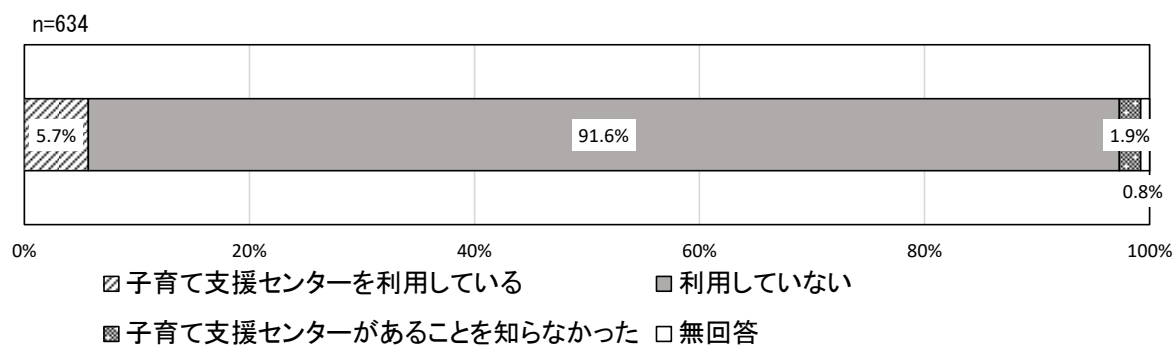
「保育園」の割合が62.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が24.9%、「幼稚園」が13.6%となっています。



⑤子育て支援センターの利用状況

【就学前児童】

「利用していない」の割合が91.6%と最も高く、次いで「子育て支援センターを利用している」が5.7%となっています。



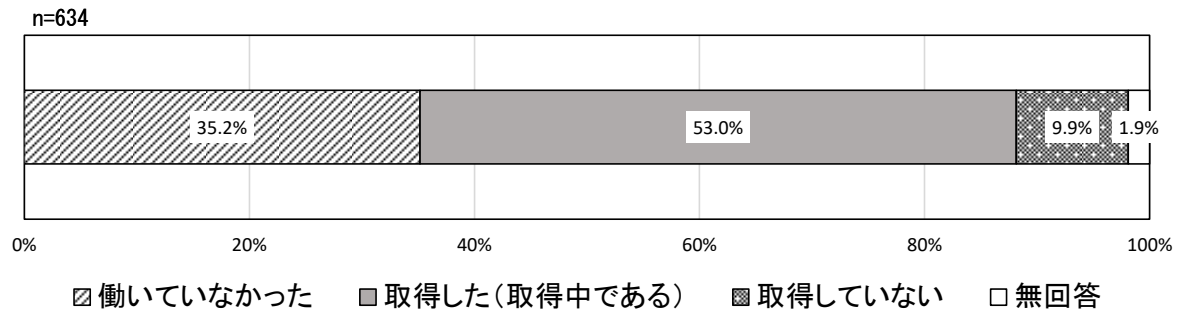
⑥育児休業の取得状況

【就学前児童】

・母親

「取得した（取得中である）」の割合が53.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が35.2%、「取得していない」が9.9%となっています。

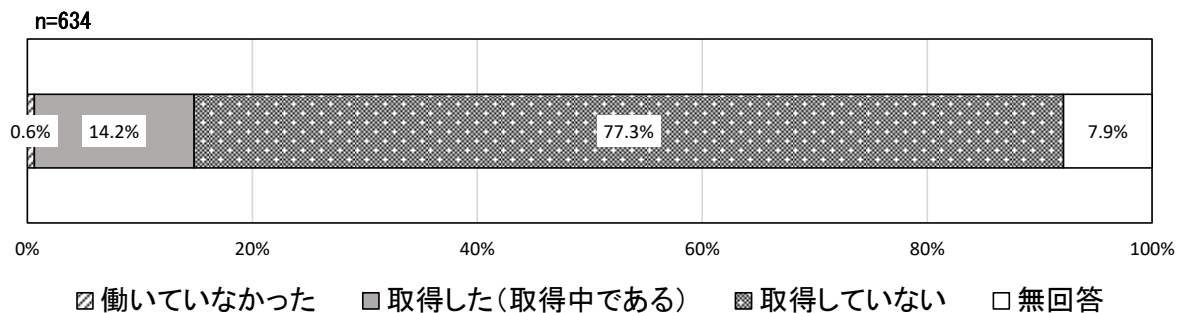
また、育児休業を取得した方の平均日数は371日となっています。



・父親

「取得していない」の割合が77.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が14.2%、「働いていなかった」が0.6%となっています。

また、育児休業を取得した方の平均日数は30日となっています。

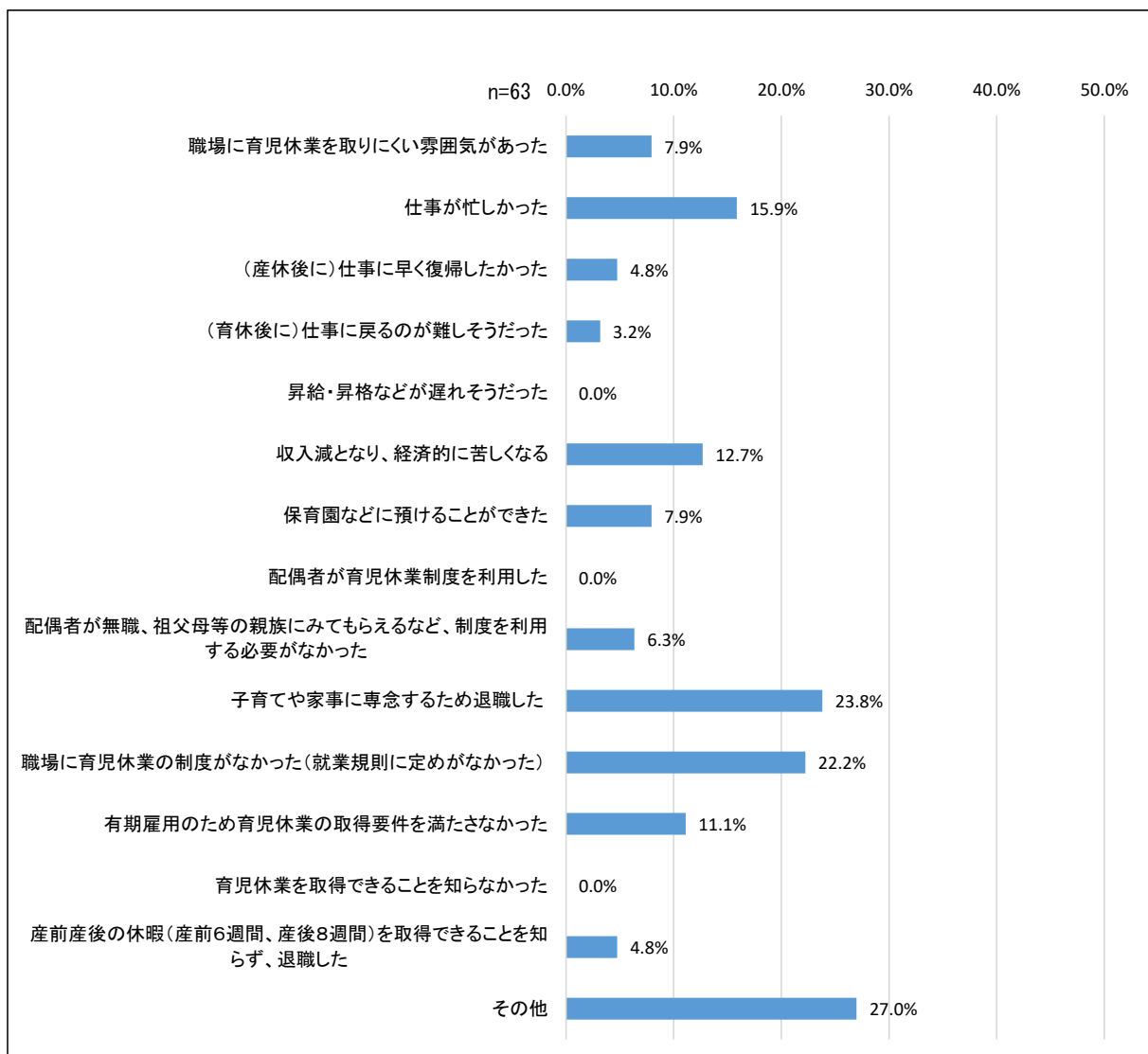


⑦育児休業を取得していない理由

【就学前児童】

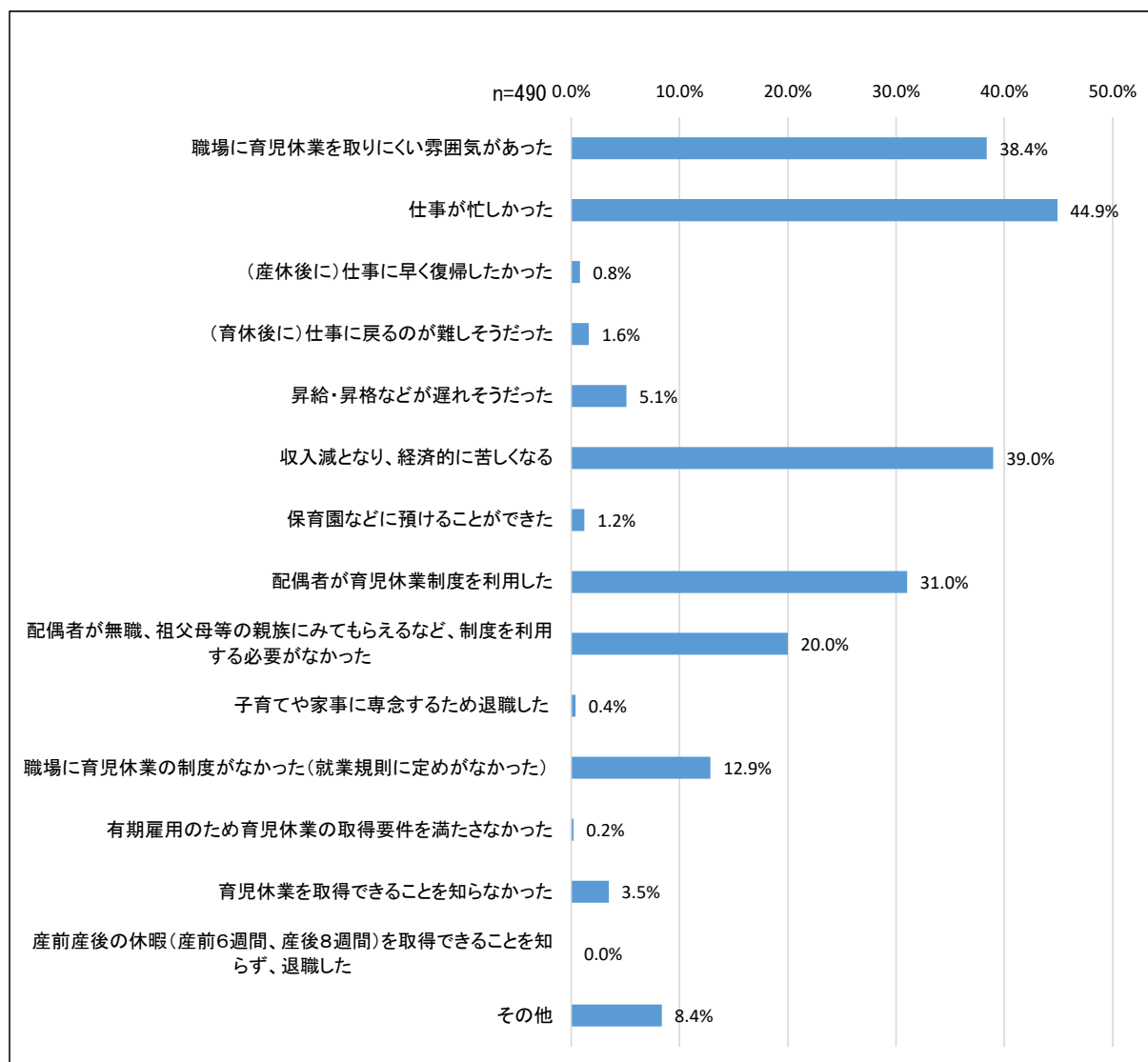
・母親

「その他（自営業のため、在宅勤務のため等）」の割合が27.0%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が23.8%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が22.2%となっています。



・父親

「仕事が忙しかった」の割合が44.9%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が39.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が38.4%となっています。

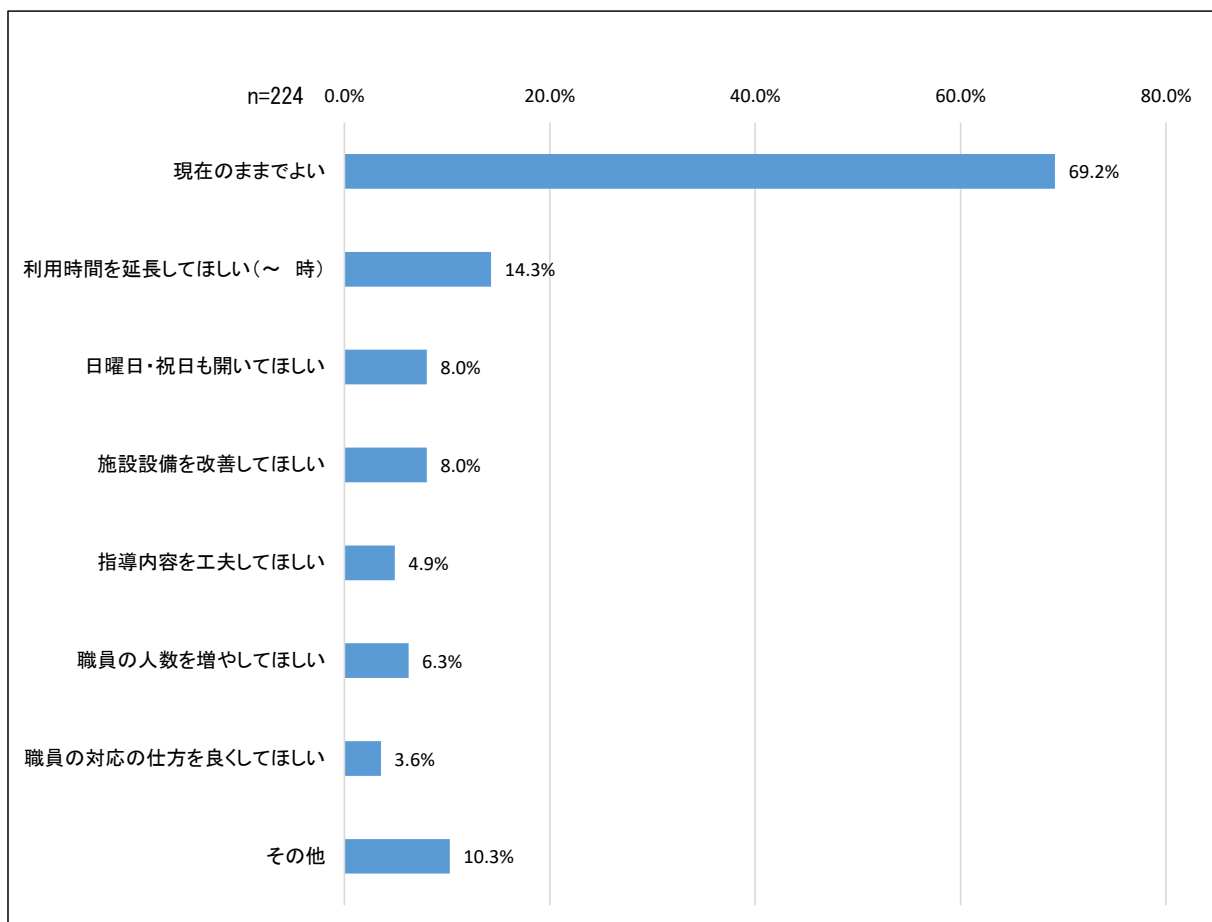


⑧放課後児童クラブに対して、どのように感じているか

【小学生児童】

「現在のままでよい」の割合が69.2%と最も高く、次いで「利用時間を延長してほしい」が14.3%、「その他（長期休暇のみの利用、料金を安くしてほしい等）」が10.3%となっています。

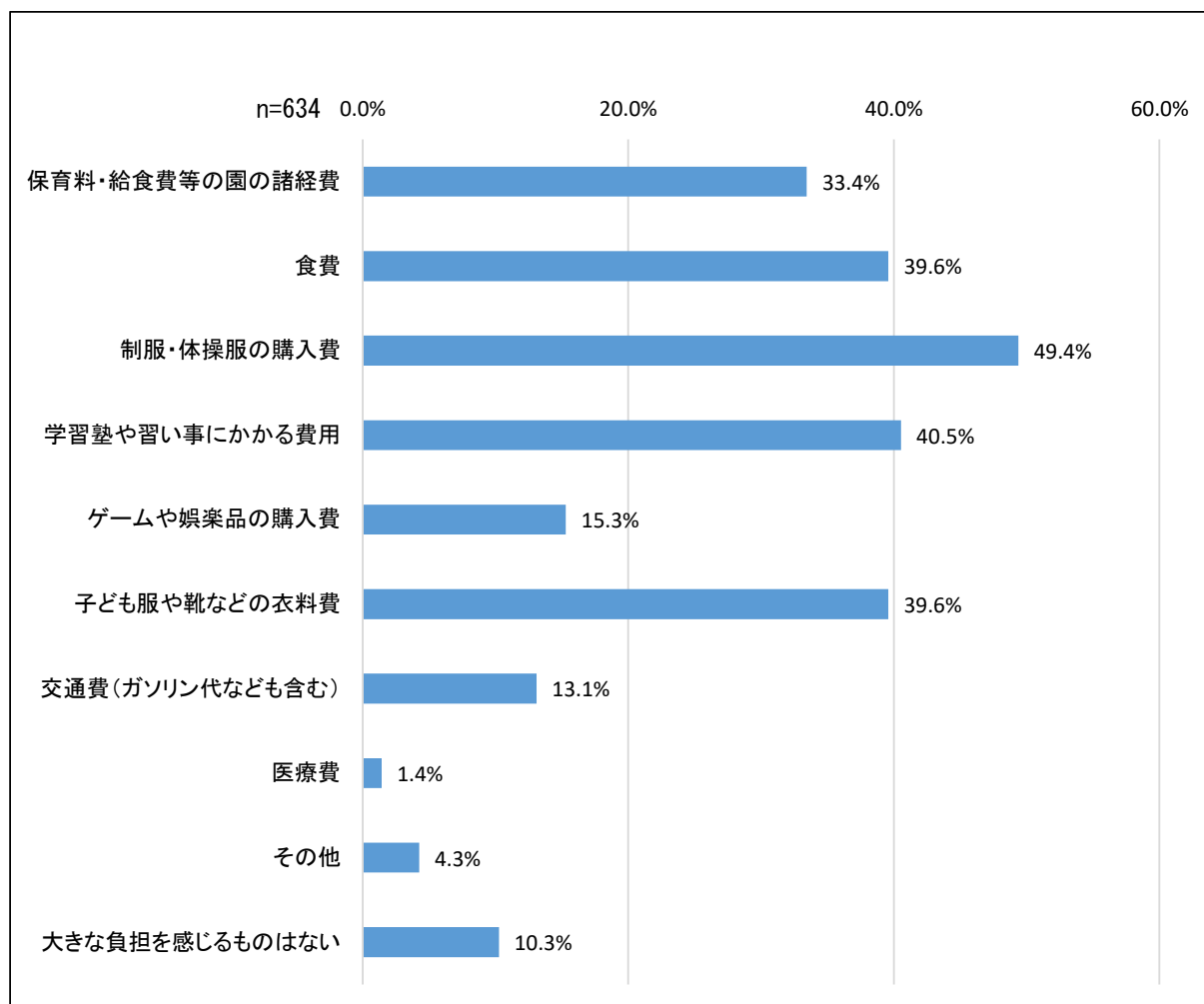
また、「利用時間を延長してほしい」と回答した方の平均希望時間は19時となっています。



⑨お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるもの

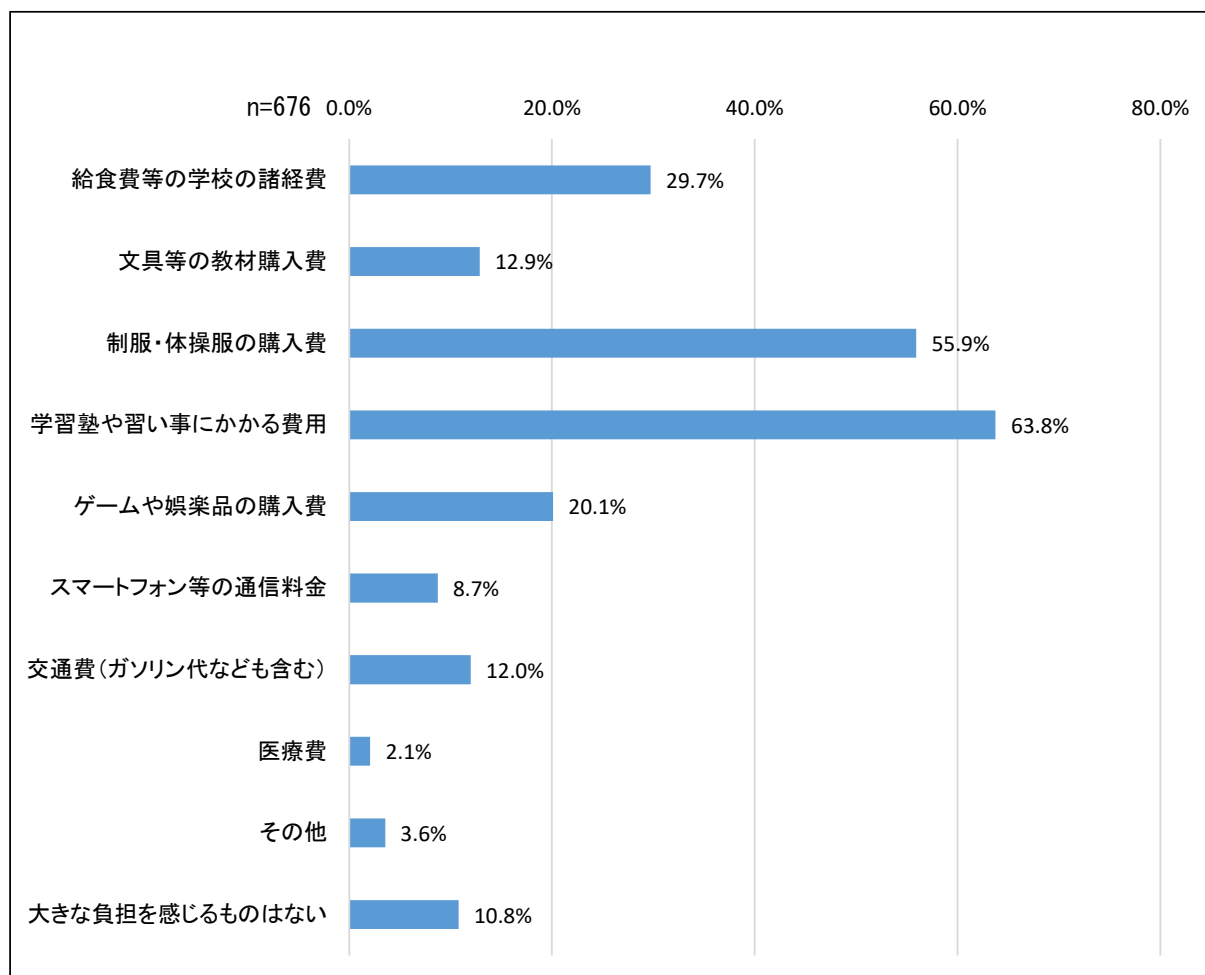
【就学前児童】

「制服・体操服の購入費」の割合が49.4%と最も高く、次いで「学習塾や習い事にかかる費用」が40.5%、「食費」「子ども服や靴などの衣料費」が39.6%となっています。



【小学生児童】

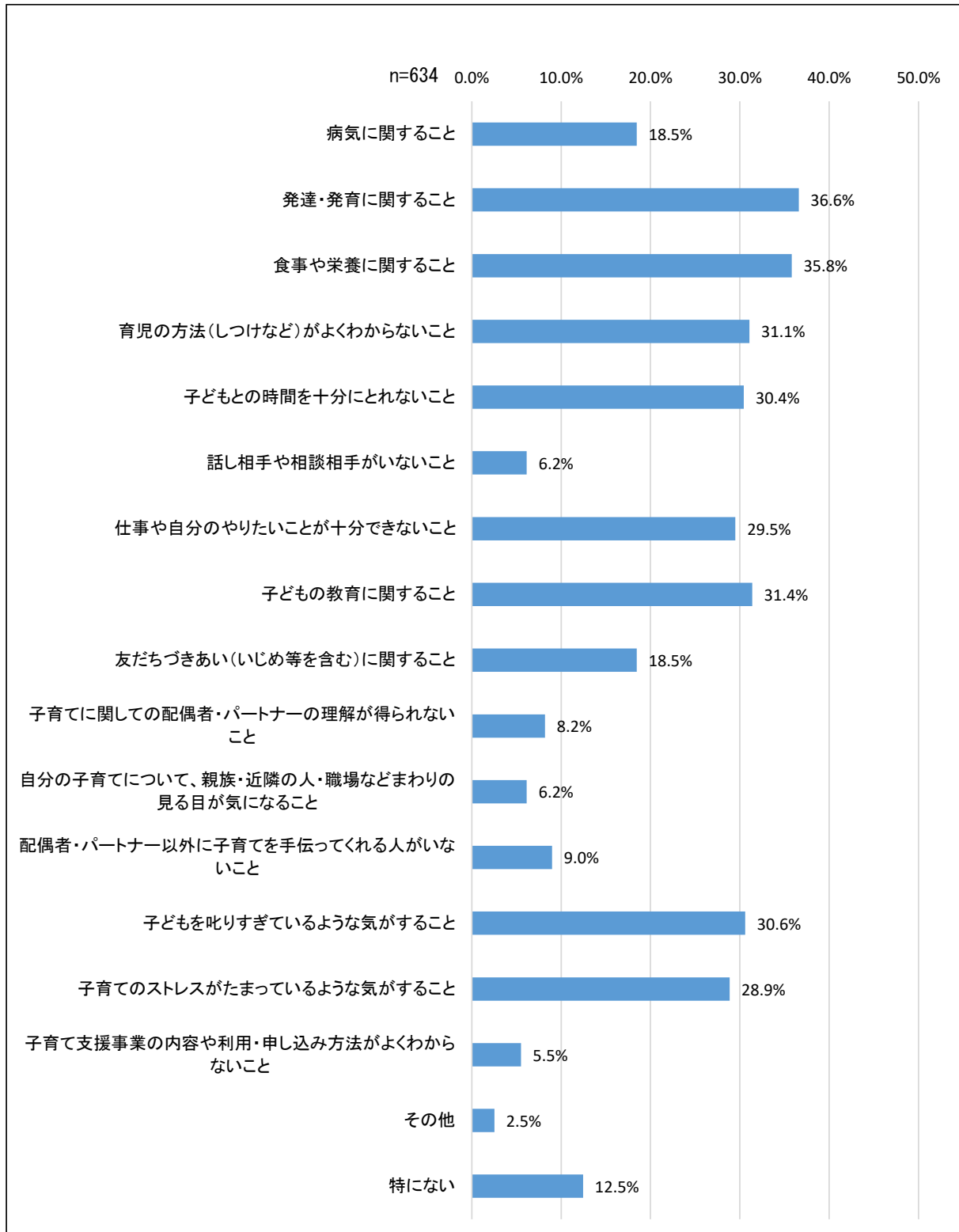
「学習塾や習い事にかかる費用」の割合が63.8%と最も高く、次いで「制服・体操服の購入費」が55.9%、「給食費等の学校の諸経費」が29.7%となっています。



⑩子育てを中心に、日常悩んでいること、または気になること

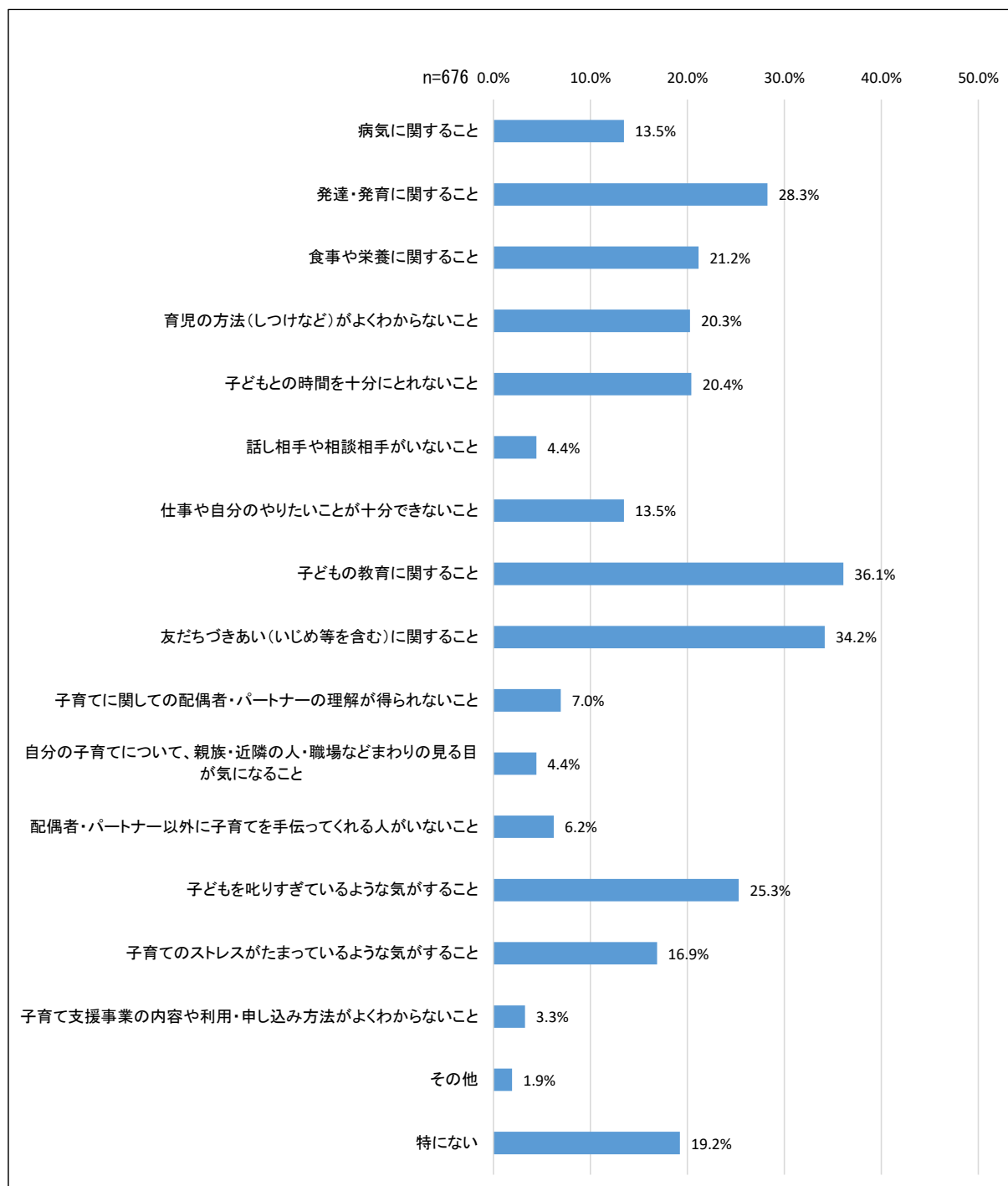
【就学前児童】

「発達・発育に関すること」の割合が36.6%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が35.8%、「子どもの教育に関すること」が31.4%となっています。



【小学生児童】

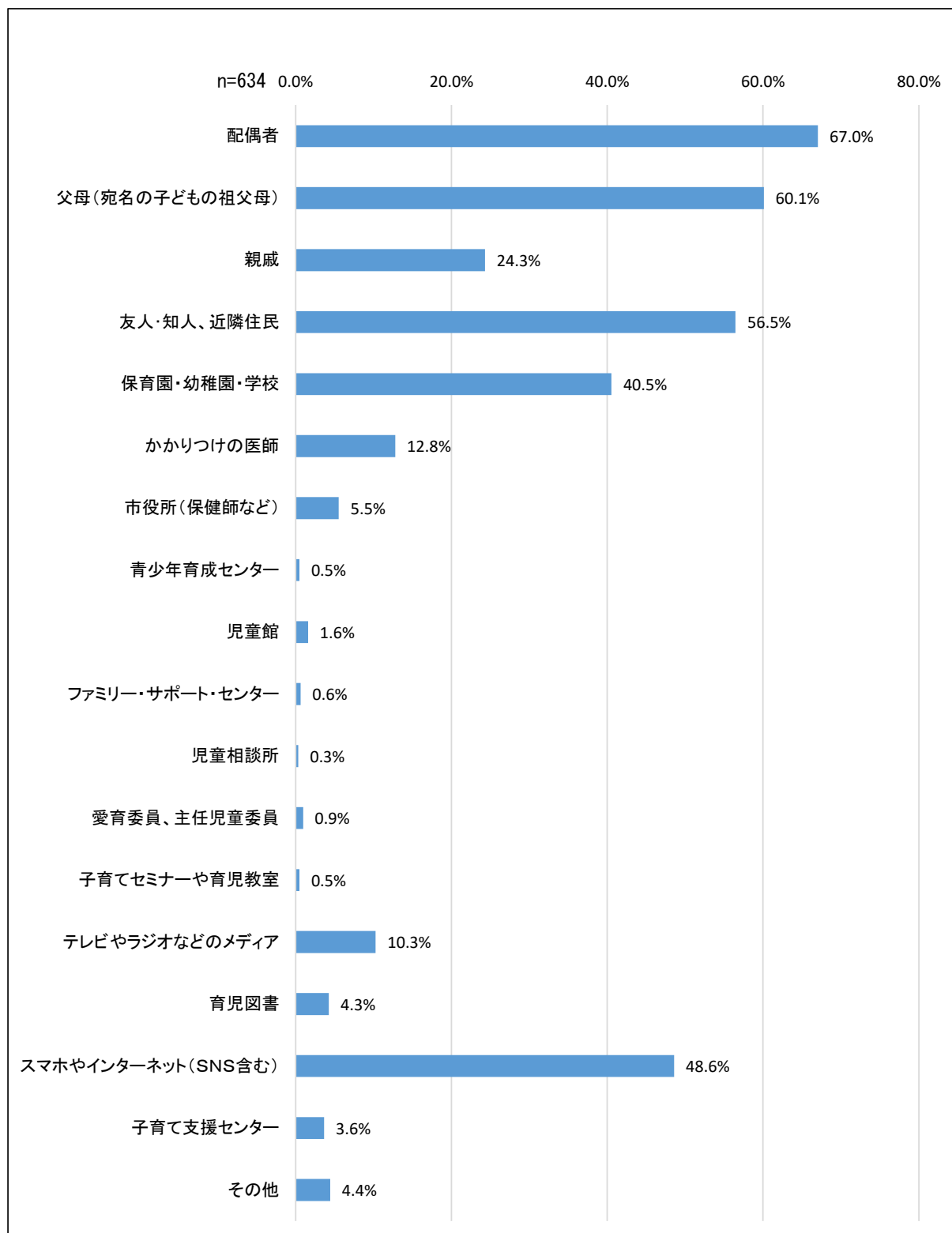
「子どもの教育に関すること」の割合が36.1%と最も高く、次いで「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が34.2%、「発達・発育に関すること」が28.3%となっています。



⑪子育てに関する不安や悩みを解消するために利用している情報源や相談先

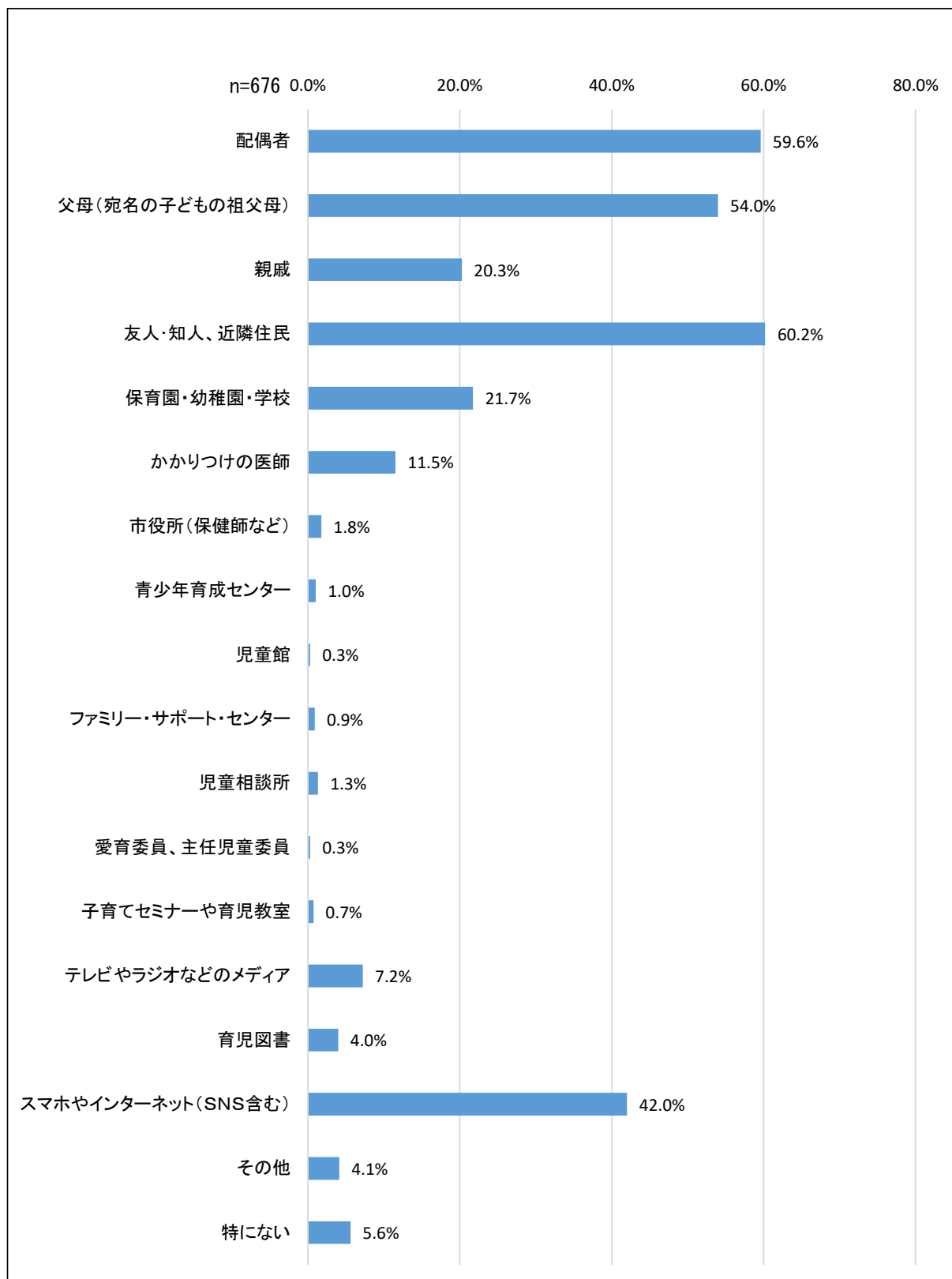
【就学前児童】

「配偶者」の割合が67.0%と最も高く、次いで「父母(宛名の子どもの祖父母)」が60.1%、「友人・知人、近隣住民」が56.5%となっています。



【小学生児童】

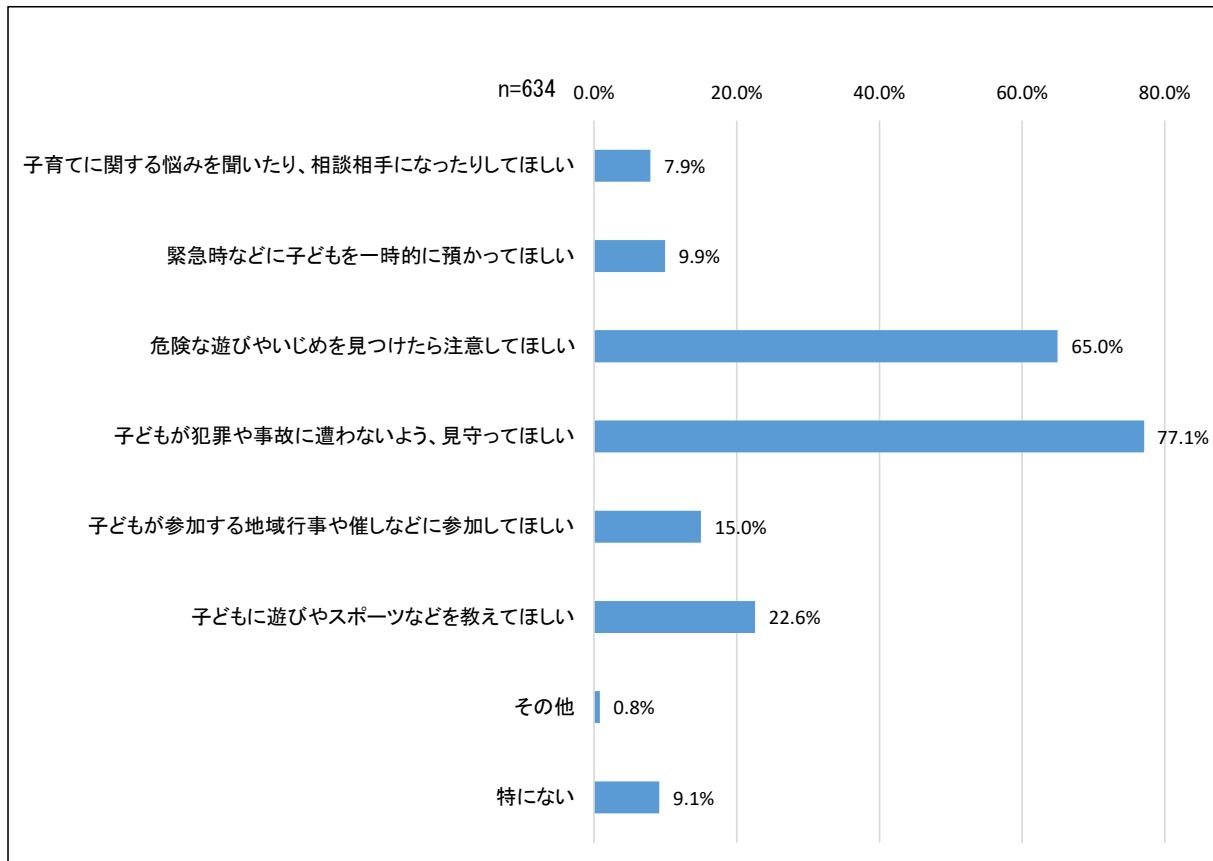
「友人・知人、近隣住民」の割合が60.2%と最も高く、次いで「配偶者」が59.6%、「父母（宛名の子どもの祖父母）」が54.0%となっています。



⑫子育て支援として、地域の人に望むこと

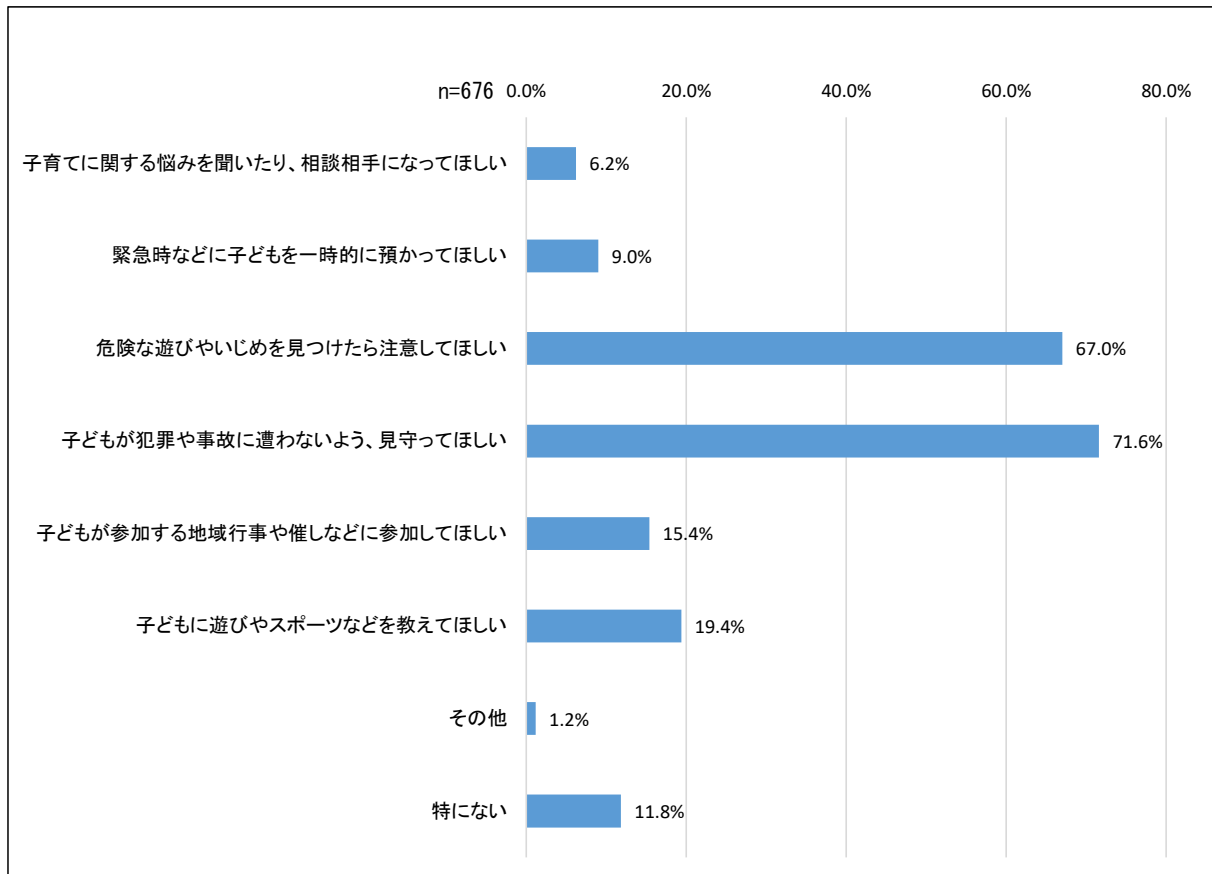
【就学前児童】

「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」の割合が77.1%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が65.0%、「子どもに遊びやスポーツなどを教えてほしい」が22.6%となっています。



【小学生児童】

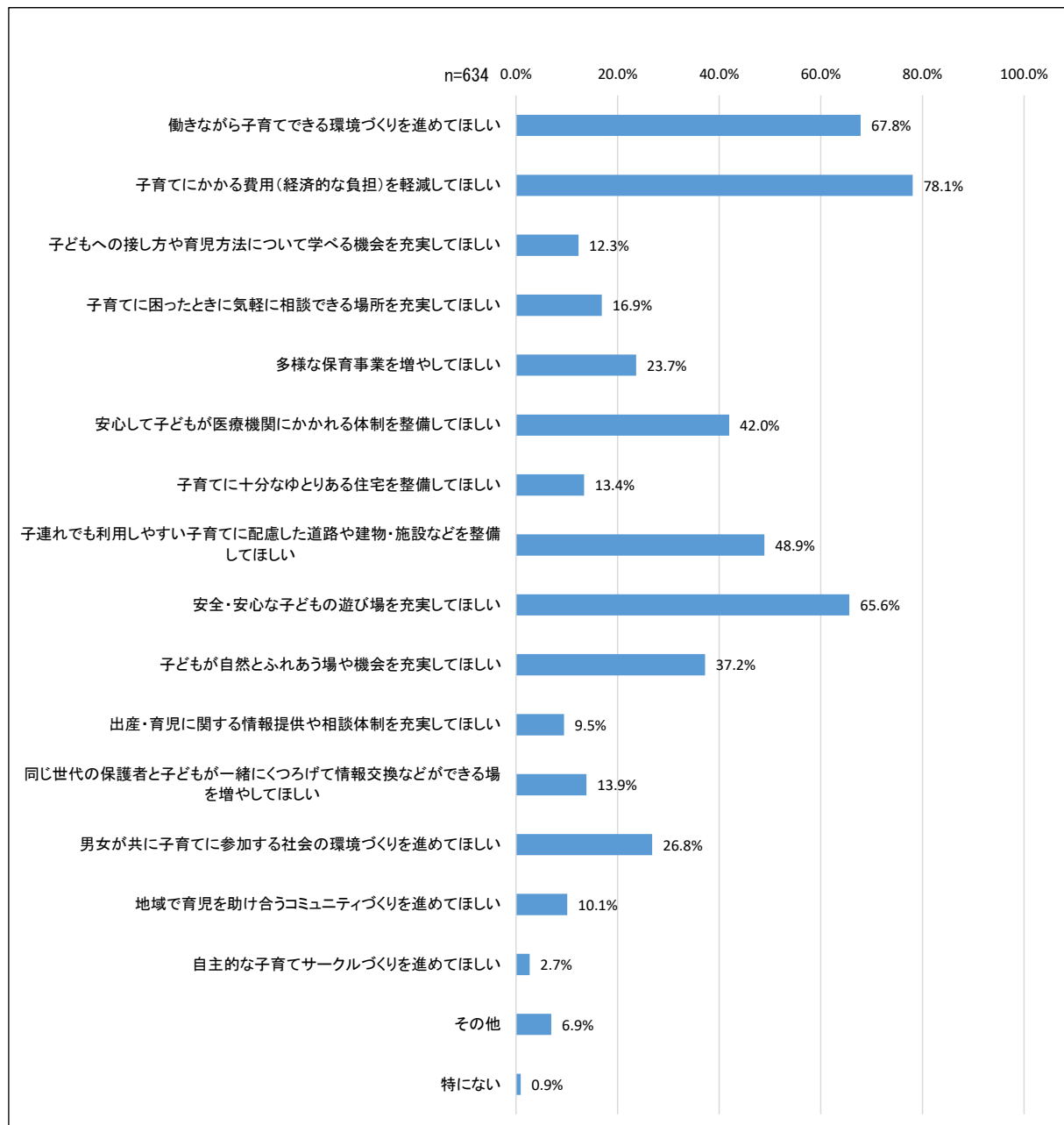
「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」の割合が71.6%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が67.0%、「子どもに遊びやスポーツなどを教えてほしい」が19.4%となっています。



⑬子育てしやすい社会にするためには、どのような支援策が必要か

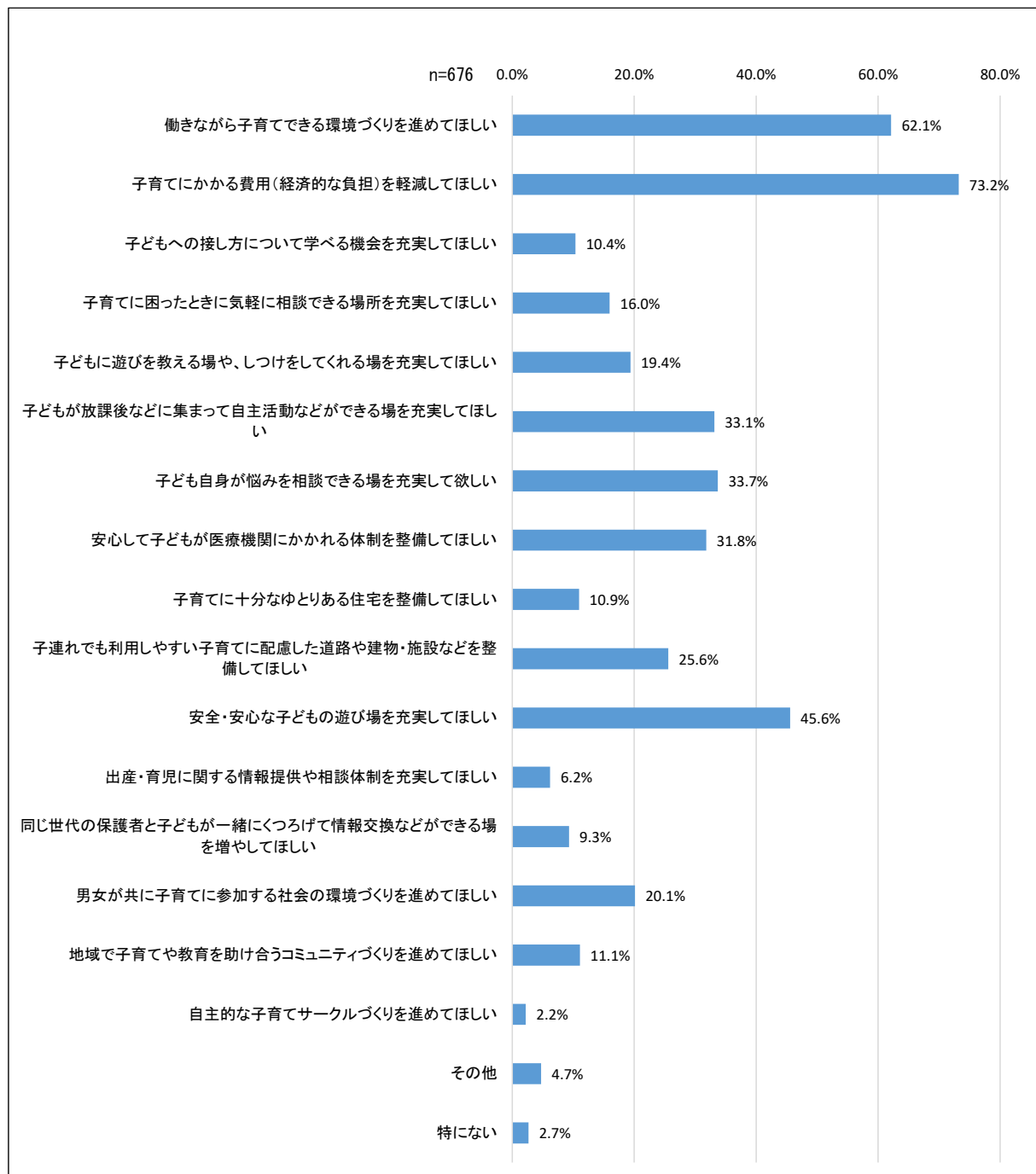
【就学前児童】

「子育てにかかる費用(経済的な負担)を軽減してほしい」の割合が78.1%と最も高く、次いで「働きながら子育てできる環境づくりを進めてほしい」が67.8%、「安全・安心な子どもの遊び場を充実してほしい」が65.6%となっています。



【小学生児童】

「子育てにかかる費用(経済的な負担)を軽減してほしい」の割合が73.2%と最も高く、次いで「働きながら子育てできる環境づくりを進めてほしい」が62.1%、「安全・安心な子どもの遊び場を充実してほしい」が45.6%となっています。



第3章 本市における子育て支援の課題と方向性

本章では、アンケート調査結果やこれまで市が取り組んできた子育て施策の結果等からみえてきた課題と方向性について、記載しています。

1. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援

○アンケート調査では、子育ての悩みについては、「発達・発育に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」が多くなっています。また、相談先については、市役所や子育て支援センター等、市内の関係機関の利用率が低いため、さらなる周知が必要となっています。

○本市では、妊産婦訪問指導を実施しており、令和6年度より電子媒体でのアンケート回答ツールを導入しています。今後は利用者のニーズに沿いながら、面談時の相談体制の充実や利便性の促進を図る必要があります。

○育児相談及び離乳食相談について、市内1か所（すこやかセンター）の実施で遠方の住民は利用しにくいことから、令和6年度から開催場所をすこやかセンターから地域の子育て支援拠点へと変更し、より相談のしやすさや、親子の居場所につながるような取組が必要となっています。

○令和6年度に「こども家庭センター」を設置しました。今後ますます、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、こども家庭センターを中心として地域の社会資源との連携が求められます。

2. 親子の健康づくりと食育の推進

○本市では、乳幼児健診や地域の親子が参加する教室やイベントなどにて、愛育委員協議会や栄養改善協議会などの地域のボランティアと協働し、親子の健康づくりを支援しています。また、乳幼児期の子どもの心身発達に不安をもつ保護者が、子どもの状態を理解し、子どもに応じた関わり方を学ぶため、「にじいろ教室」を実施しています。今後は、保護者が適切な対応を学ぶペアレントトレーニングの充実が必要です。

○食育については、関連計画である「第3次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」において、ほとんど毎日家族と一緒に朝食を食べる子どもの割合の増加や、地元や県内産の食材を優先して購入する人の割合の増加、食育の認知度の向上などを目標としています。バランスのよい食生活や地元の豊かな恵みを生かした食生活の啓発等、さらなる「食育」の推進が必要です。

3. 多様な子育て支援サービスの充実

○アンケート調査では、放課後児童クラブについては、概ね「現在のままでよい」との意見が多くなっていますが、「利用時間を延長してほしい」（14.3%）のニーズも一定数あることから、利用時間の延長の検討が必要です。

○一時預かりの実施について、現在、サービスの利用登録はひとつの施設だけしか認められていませんが、複数園の登録ができるなど、利用者の利便性を考えた制度の見直しの検討が必要です。

○病児・病後児保育の実施について、新型コロナウイルス感染症の流行等により一時的に利用が落ち込んでいましたが、近年利用者が増加してきており、必要に応じて一日あたりの定員数の増加など受入れ体制の強化を検討する必要があります。

○保育人材の確保について、臨時保育士など通年で募集を行っていますが、正職員を含めた全体の応募者数が減少しているため、その打開策が必要であるとともに、早期離職の防止に向けた対策を講じる必要があります。

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

○アンケート調査では、育児休業について、特に父親では取得率が高いとはいえない状況となっています。育児休業を取得していない理由として、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等の理由が挙げられており、ワーク・ライフ・バランスの啓発や職場における育児休業に対する理解の促進等が必要です。

○本市では、岡山労働局の調査に基づき、女性の育児等による離職の実態を把握しています。今後は、把握した労働実態を施策に活かすことが課題です。

- 本市では、市内の全幼稚園・小・中学校及び希望する保育園・認定こども園において、「子育て・親育ち講座」を開催していますが、講座に参加するファシリテーターの質の向上と人材の確保・養成に向けた取組を充実させていく必要があります。

5. 子育てを応援するまちづくり

- 子育て支援センターは子どもが遊ぶ場のほか、保護者同士のネットワークづくりや育児相談の場としても重要な場所であるため、さらなる利用のためのPRが必要です。
- アンケート調査では、子育て支援として地域の人に望むことについては、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」のニーズが特に多くなっています。特に子どもの安全面において地域と協働して対策を進めていく必要があります。
- 子どもたちの抱える課題は多様化、複雑化しています。特に、不登校・ひきこもりに対しては、今後も子育て相談事業の連携強化やフォロー体制の充実を図り、子ども・若者の不登校・ひきこもりへの対策に努める必要があります。
- 子育て教室などの開催について、コロナ禍により、活動を停止・縮小した時期が長期にわたったため、取組が停滞する状況が続いていましたが、今後はサービスの周知に力点を置き、認知度を高める必要があります。

6. きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実

- アンケート調査では、経済的に負担が大きいと感じるものについては、「制服・体操服の購入費」「学習塾や習い事にかかる費用」の割合が高くなっており、近年の物価高の現状から鑑みても、子育て家庭への経済的な補助の検討が必要です。
- 障害のある子どもの権利擁護について、インクルーシブ教育の観点から、障害の有無にかかわらず、子どもがともに成長しあえる関係性の構築が必要です。また、性の多様化など新たな人権課題もあり、今後、教職員の人権意識をさらに醸成し、より一層人権教育を充実させていく必要があります。
- 障害のある子どもへの支援について、障害のある子どもたちのための取組を継続し、発達障害児等の早期発見と早期支援の充実に努めていく必要があります。

○本市では、国の制度等に基づき、障害児福祉手当を支給しています。一方、児童福祉年金については、市独自制度で支給していますが、制度の周知が課題となっています。

7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

○子どもの安全・安心の確保に伴う危険箇所の点検について、公園など施設の老朽化に伴い、補修が必要な箇所は増加傾向にあるため、必要な予算を確保し、計画的に対策していく必要があります。

○防災対策の推進について、耐震化されていない施設が複数あるため、大地震の発生に備え、耐震化工事の推進あるいは新築・改築を検討する必要があります。

8. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

○本市では、障害のある子どもとの交流を促進してインクルーシブ教育を実践していますが、各施設の実態に応じた効果的な人権学習の実践方法を考察する必要があります。

○本市では、地域の方々にボランティアとして、総合的な学習の時間等にゲストティーチャーとして参加してもらい、地域の文化、高齢者の生活体験などを子どもたちに伝承しています。今後は新規ボランティアを獲得していくために、広報を含めてさらなる取組が必要です。

○図書・備品の充実について、限られた保管場所の中、蔵書数が増加しているため、保管場所の有効活用や永年保存の資料等の保管方法を検討する必要があります。

9. 教育環境の充実

○園児数の減少が著しい施設について、適切な教育・保育環境を維持するために、統廃合を速やかに進める必要があります。

○がん教育をはじめとした、健康づくりのための教育は、今後も引き続き学校・愛育委員等と連携して行う必要があります。

○本市では、適応指導教室運営事業「わかば教室」を実施しており、不登校児童生徒に対して相談及び集団活動に参加する指導を通して、学校生活への復帰を支援していますが、不登校は本市の大きな生徒指導上の課題であるため、継続していく必要があります。

第4章 子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、子どもの健やかな成長と自立を応援し、心豊かに育つまちづくりを、地域ぐるみで推進してきました。

近年の子どもと子育てを取り巻く状況は、歴史的円安等を背景とした物価高などを要因とした子育てへの経済的不安や、児童虐待の相談の増加など子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、教育・保育事業のニーズへの対応とともにそれらの問題にも対応していくことが必要となっています。

本計画においては、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰ひとり取り残さず健やかな子どもの成長を地域全体で後押しし、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画において定めた基本理念を踏襲します。

【本計画の基本理念】

安心して産み、育てられるまち
子どもたちが、のびのびと育つまち
子育てを、みんなで支えあうまち

2. 基本目標と取組方針

基本理念を具体化するための「基本目標」については、本市における子育て支援の課題等を踏まえ、次の4項目を設定します。

取組にあたっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠～出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

基本目標	
【基本目標1】	健やかに産み育てられる環境づくり
【基本目標2】	子育てと仕事の両立
【基本目標3】	地域で安心して子育てできる環境づくり
【基本目標4】	子どもの生きる力の育成

【施策体系図】

基本理念

基本施策

施策の方向

く安心して産み、育てられるまち
子どもたちが、のびのびと育つまち
子育てを、みんなで支えあうまち

【基本目標１】 健やかに産み育てられる環境づくり

１．妊娠・周産期・乳幼児期の支援

- (１) 安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援
- (２) 乳幼児の健康管理の充実

２．親子の健康づくりと食育の推進

- (１) 親子の健康づくり支援
- (２) 食育の推進

【基本目標２】 子育てと仕事の両立

３．多様な子育て支援サービスの充実

- (１) 子育て支援施策の充実
- (２) 経済的支援の充実
- (３) 保育士の人材確保

４．ワーク・ライフ・バランスの推進

- (１) 就労環境の整備
- (２) 子育て意識と男女共同参画の啓発

【基本目標３】 地域で安心して子育てできる環境づくり

５．子育てを応援するまちづくり

- (１) 子育て家庭への支援の充実
- (２) 子育て支援のネットワークづくり

６．きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実

- (１) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実
- (２) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (３) 障害のある子どもへの支援の充実
- (４) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
- (５) 外国につながる幼児への支援

７．子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- (１) 子どもの安全・安心の確保
- (２) 快適な生活環境の整備

【基本目標４】 子どもの生きる力の育成

８．子どもが心豊かに成長するための活動の推進

- (１) 多様な体験・ふれあいの機会づくり
- (２) 健全育成の推進

９．教育環境の充実

- (１) 幼児教育環境の充実
- (２) 学校教育環境の充実

第5章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】 健やかに産み育てられる環境づくり

Ⅰ. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援

安全で安心な妊娠・出産のため、妊婦一般健康診査をはじめ、関係課や医療機関等との連携を図りながら、様々な機会に相談や情報提供などを行います。

妊娠中から出産前後にかけて、育児や子どもの発育に関する正しい知識を普及し、母親やパートナーなど、育児に関わる方全ての不安や負担の解消に努めます。

(Ⅰ) 安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援

◆主な取組と担当課◆		
親子健康手帳の交付と活用	・ 健やかな子どもを産み育てるため、妊娠の届出時に親子健康手帳を交付します。 ・ 市役所（こども家庭センター）での妊婦への親子健康手帳の交付に併せて、保健師が不安や悩みの相談に応じ、保健指導を行います。 ・ 親子健康手帳交付時に、家族あての啓発パンフレットを配布し、夫や家族に対する意識の啓発の充実・強化を図ります。 ・ 妊婦面接時には、子育て支援プランシートを活用し、妊婦やその家族が安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。 ・ 親子健康手帳の電子化に向けて整備を進めます。	こどもみらい課
不妊・不育治療費助成	・ 不妊・不育治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成しています。	こどもみらい課
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	・ 妊娠判定料などの初回産科受診料を、申請により助成しています。	こどもみらい課
出産・子育て応援事業	・ 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実と経済的支援を一体として実施するための事業です。保健師や助産師との面談後、出産・子育て応援ギフトを支給します。	こどもみらい課

◆主な取組と担当課◆		
たまの出産あんしんタクシー	・ 家族が不在時の陣痛等、急を要する場合の出産時に産科医療機関等までタクシーが利用できるよう、事前に登録ができる制度です。また実際にタクシーを利用した場合の費用を全額助成します。	こどもみらい課
妊婦一般健康診査	・ 妊婦健診受診券（14 枚）を交付し、妊娠・出産に支障を及ぼす疾病の早期発見及び必要に応じた医療機関等との連携による、適切な援助を行います。	こどもみらい課
産後ケア事業	・ 出産後の母体の回復または育児不安の解消が必要な方が、産科医療機関や助産所に宿泊入所または日帰り入所し、お母さんの心身のケアや授乳指導、赤ちゃんのケアなどのサービスが受けられます。	こどもみらい課
妊産婦訪問指導	・ 妊娠届出時及び妊婦一般健康診査の結果、保健指導の必要な妊婦に対して、保健師が家庭訪問を行い、日常生活における助言、指導、援助を行います。	こどもみらい課
乳児家庭全戸訪問	・ 市の保健師・助産師が、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。	こどもみらい課
ハローベビースクール	・ 妊娠による妊婦の身体的、精神的変化や負担を家族全員が理解し、妊婦が妊娠期及びその後の出産・育児期を家族で協力しながらすこやかに過ごせるように支援します。また、妊婦だけでなく、パートナーが参加しやすい条件を整え、保健師による健康教育や実技の実施などにより、育児期に向けた準備の支援を行います。	こどもみらい課

（２）乳幼児の健康管理の充実

◆主な取組と担当課◆		
乳児健康診査（一般）	・ 乳児に医療機関で無料受診券（2 枚）による健康診査を実施し、疾病の早期発見と心身の健全な発達を促し、適切な援助を行います。	こどもみらい課
乳児健康診査（集団）	・ 9～10 か月児の心身の発育・発達など総合的な健康診査及び保健相談を行います。具体的には、身体測定や歯科診察のほか保健相談、栄養相談などを行います。また、保健師の訪問や面接による状況確認による、未受診者等への対応も充実します。	こどもみらい課
1 歳 6 か月児健康診査	・ 1 歳 6 か月児の心身の発育・発達など総合的な健康診査及び保健相談を行います。具体的には、身体計測や内科診察のほか、歯科診察、保健相談、栄養相談、フッ素塗布による、う歯予防と啓発を行います。	こどもみらい課

◆主な取組と担当課◆		
3歳児健康診査	・3歳児の心身の発育・発達など総合的な健康診査及び保健相談を行います。具体的には、身体計測や内科診察のほか、歯科診察、保健相談、栄養相談、フッ素塗布による、う歯予防と啓発、尿検査、目の屈折検査などを行います。	こどもみらい課
育児相談・離乳食相談	・保健相談や栄養相談を通じて、より良い育児の方法を学ぶとともに、保護者同士の交流・情報交換の場となって、育児不安や育児負担の軽減を図ります。	こどもみらい課
幼児の発達相談	・発育・発達の不安がある幼児について、家族が相談できる場の提供と今後の手立てについて一緒に考えます。	こどもみらい課
う歯予防	・乳幼児健康診査や子育て支援（園庭開放等）など、あらゆる機会において生活習慣の指導・歯科指導を行っています。具体的には、幼児健康診査でのフッ素塗布、歯科衛生士、保健師等による歯科指導の実施、う歯予防の啓発、また保護者等への、う歯に関する健康教育を実施しています。	こどもみらい課
予防接種	・子どもに感染するおそれのある疾病の発生を予防するため、法に基づく予防接種の実施と乳幼児健診等の場を活用した受診勧奨を実施します。（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ポリオ、BCG、ジフテリア、破傷風、百日ぜき、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎など）。	健康増進課 こどもみらい課

2. 親子の健康づくりと食育の推進

家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を明確にしながら、協働による健康づくりと食育の推進に取り組みます。

（1）親子の健康づくり支援

◆主な取組と担当課◆		
愛育委員協議会	・乳幼児健康診査及び各種母子保健事業の受診・参加勧奨などを行います。 ・自主的な活動などを通して子育てによる不安や悩みの解消などの育児支援活動を行っています。 ・乳幼児健康診査や中学生の乳幼児ふれあい体験等の様々な機会に、すこやかセンターと連携して、喫煙防止対策を推進します。 ・乳幼児健康診査において、禁煙啓発やがん検診の受診啓発を行い、保護者の健康づくりを推進します。 ・中学生の赤ちゃん登校日に協力し、親子の子育て支援とともにプレコンセプションケアを推進します。	健康増進課

◆主な取組と担当課◆		
栄養改善協議会	・ 1歳6か月児健診、3歳児健診、子育て交流会等の機会に正しい食生活の助言等や、幼児と小学生の親子食育教室の開催など、健康のために良い食生活習慣の確立を図り、食生活改善運動を行います。	健康増進課
にじいろ教室	・ 臨床心理士・保育士・ST等の専門職からのアドバイス等を活用しながら、乳幼児期の子どもの心身発達に不安をもつ保護者が、子どもの状態を理解し、子どもに応じた関わり方を学び、保護者が安心して育児ができるように援助します。	こどもみらい課
すくすく親子アレルギー教室	・ 食物アレルギーをはじめとする、様々なアレルギーに対する知識の普及や意識の向上を目指し、アレルギー疾患についての予防の推進及び不安の軽減を図ります。	こどもみらい課

(2) 食育の推進

◆主な取組と担当課◆		
食育事業	・ 第3次玉野市食育推進計画に基づき、子育て中の親が次代を担っていく子どもたちに、食生活の大切さを地域の中で、普及啓発します。 ・ 保育園等で食育に関する指導計画を作成し、乳幼児期における食育の指導推進を図ります。 ・ 各校で食育推進計画を作成し、栄養教諭を中心として、学校給食を活用した望ましい食生活についての指導を継続的に行います。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課

【基本目標２】 子育てと仕事の両立

３．多様な子育て支援サービスの充実

利用者の生活実態及び意向を踏まえながら、教育・保育事業をはじめとする子育て支援サービスの提供体制の整備や経済的な負担感の軽減施策を推進し、保護者が安心して子育てができ、また、子どもの豊かな育ちを支えられる環境づくりに取り組みます。また、受け皿の整備に併せて保育士等の子育てを支援する人材の確保に取り組みます。

（１）子育て支援施策の充実

◆主な取組と担当課◆		
保育内容の充実	・ 幼児期の発達に合わせた保育計画のもとに、豊かな人間性をもった子どもを育成するよう、きめ細かな保育の充実を図ります。	就学前教育課
乳児保育の実施	・ 出産後の就労を支援するために、乳児保育を実施し、充実を図ります。	就学前教育課
延長保育の実施	・ 就労形態の多様化などによる保育時間延長の要望にこたえるため、延長保育を実施します。	就学前教育課
一時預かりの実施	・ 様々な事情により家庭で保育できなくなった場合に、一時的な保育が必要な児童を預かる一時預かり事業を実施します。 ・ 利用ニーズの増加に対応できるよう必要に応じて制度の見直しを検討します。	就学前教育課
休日保育の実施	・ 仕事などの都合で、休日に子どもの世話ができないときの保育を実施します。	就学前教育課
病児・病後児保育の実施	・ 保護者が就労している場合等に、子どもの病気の回復期の一時預かり保育を実施します。	こどもみらい課
ママヘルプサービス	・ 核家族で、昼間介護者がいない産婦に対して、ヘルパーを派遣して、育児・家事等を支援します。 ・ 妊娠届出時や妊娠中、産後訪問等で養育状況を把握し、必要に応じて利用の働きかけを行います。	こどもみらい課
子育てファミリー・サポート・センターの充実	・ 緊急時の預かりや送迎など、様々な保育ニーズへ対応するため、依頼会員（お願いする人）と提供会員（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。	こどもみらい課
子育て短期支援事業	・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等でお預かりします。	こどもみらい課
講座等における一時預かりの実施	・ 保護者が参加する講習会、講演会等で託児を実施し、参加しやすい環境づくりに努めます。	就学前教育課

◆主な取組と担当課◆		
放課後児童クラブの充実	・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校１～６年生の児童を対象に授業終了後や長期休暇期間中に預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。 ・放課後児童クラブの指導者の研修を積極的に実施し、児童のニーズにあった放課後児童クラブ活動の展開を図ります。	こどもみらい課

(2) 経済的支援の充実

◆主な取組と担当課◆		
出産育児一時金	・国民健康保険加入者の出産にかかる負担を軽減するため、国の制度に基づき、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
国民健康保険料	・国民健康保険に加入中の人が出産した場合、国の制度に基づき、届出により産前産後の国民健康保険料（所得割・均等割）が一定期間免除されます。出産予定日の６か月前から届出できます。 ・児童扶養手当、就学援助を支給されている世帯を対象に、国民健康保険料の軽減措置を実施します。	保険年金課
国民年金保険料	・国民年金第１号被保険者が出産した場合、国の制度に基づき、届出により産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。出産予定日の６か月前から届出できます。	保険年金課
児童手当	・生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、国の制度に基づき手当を支給します。	こどもみらい課
保育料	・保育料の算定に幼稚園に入園している児童も算定対象とすることで、保育料の軽減を図るなど、適正な保育料の設定に努めます（３人目以降の入園児は無料となっています）。 ・国制度、県制度に基づく保育料の無償化・軽減措置を実施します。	就学前教育課
児童扶養手当	・父または母がいない家庭や、父または母が重度の障害の状態にある家庭で、お子さんを養育している母または父及び養育者を対象に、手当を支給します。	こどもみらい課
こども医療費の助成	・高校３年生までの子どもに、こども医療費を助成し、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図ることにより保健の向上と福祉の増進を図ります。	こどもみらい課
就学援助費	・経済的な理由によって学校の学習に必要な費用の支払いが困難な家庭の保護者に対し、学用品等を援助します。	学校教育課
在宅育児手当支給事業	・子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てできる環境の充実を図るため、生後２か月を超え満１歳に達するまでの乳児を、保育所等を利用せず、日中家庭で育児を行っている父母等に、月額 10,000 円の在宅育児手当を支給します。	こどもみらい課

(3) 保育士の人材確保

◆主な取組と担当課◆		
保育人材の確保	・教育・保育施設との連携のもと、保育士の研修会や実習体験の機会を設け、保育士の確保に取り組めます。 ・岡山県保育士・保育所支援センターと連携しながら、「市町村における保育士等募集のエリア一括発信」に参加するなど、保育士の求人情報を幅広く発信します。	就学前教育課

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

「第5次たまの男女共同参画プラン」との施策連携を図り、子育ての各ステージにおいて、女性も男性も多様で柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点に立ちながら育児休業や介護休業制度の普及啓発や労働時間短縮に向けた事業所等への働きかけ等を関係機関との連携のもと取り組みます。

また、家庭内でのコミュニケーションや男性の家事・育児参加への働きかけ等、家庭や職場における啓発や学習機会の充実を図ります。

(1) 就労環境の整備

◆主な取組と担当課◆		
職場における母性保護の意識向上	・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載により、妊婦や女性が多い事業所に対して、母性保護の協力が求められるよう、職場意識の向上を図ります。	商工観光課
事業所内保育の推進	・国・県が作成した関係ポスターなどの掲示等により事業内保育所の設置に対する助成制度の周知を図ります。	商工観光課
働く女性の妊娠・出産にかかわる保護規定の周知	・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載により、働く女性のための健康診査を推進します。 ・女性の妊娠・出産の重要性に対する意識の向上を図るとともに、このことが労働における差別に結びつかないよう事業主に対して周知を図ります。	商工観光課

◆主な取組と担当課◆		
労働時間短縮の促進 と育児休暇取得の普及・啓発	・子育てと仕事の両立を図り、豊かな家庭生活を営めるよう、パンフレットの配布などにより、就労者に対する労働時間短縮や育児休暇取得についての普及啓発に努めます。 ・子育てや介護などと仕事の両立を支援するため、事業所などの職域における育児休業・介護休業制度の普及・啓発に努め、制度導入を促進します。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
事業所への啓発活動	・完全週休2日制の普及促進、有給休暇の取得促進、残業などの所定外労働の削減、フレックスタイム制の導入など、弾力的な勤務形態の導入についての企業の理解を得るために、様々な啓発活動に努めます。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
就労条件等の整備 促進	・男女が、家庭生活や地域活動へ参画できる時間的ゆとりを確保するため、労働時間の短縮、リフレッシュ休暇などの必要性の啓発、フレックスタイム制などの柔軟な働き方の普及やボランティア休暇の検討を企業に働きかけます。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
労働に関する法や制度等の周知、定着促進	・「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」、「男女共同参画社会基本法」、「玉野市男女共同参画推進条例」などの制度を市民、事業主等へ情報提供し、男女格差をなくし、実質的な男女平等が進むよう啓発します。 ・「育児・介護雇用促進安定助成金制度」などの両立支援助成制度事業を事業主に情報提供します。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
女性の労働実態の 把握	・国や県の実態調査の結果に基づき、労働環境の各種問題点を把握し、周知に努めます。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
女性の再就職などの 支援	・出産や育児などの理由で退職した女性の再就職を支援するため、関係機関との連携のもと、就業に関する相談・情報提供などの充実を図ります。 ・女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及啓発を行うとともに、その活用を促進します。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課

◆主な取組と担当課◆		
産休・育休後の保育所等の円滑な利用	・産休や育児休業中の保護者に対して、地域子育て支援センター等を中心に教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。 ・育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、利用者の希望を踏まえ、保育施設との調整や保育士等人材の確保等、計画的な受入れ体制の構築を図ります。	就学前教育課

(2) 子育て意識と男女共同参画の啓発

◆主な取組と担当課◆		
子育て意識の啓発	・幼児クラブや保育園、認定こども園、幼稚園などにおいて、家庭が子どもの成長の基本的な場であることや、子育てについて保護者が責任をもち、家庭であたたかい愛情の元で育てていくことの大切さなどの意識啓発を推進します。 ・保護者を対象とした講座や講習会などの充実に努めます。 ・市内の全幼稚園・小・中学校及び希望する保育園・認定こども園において、「子育て・親育ち講座」を開催します。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課 社会教育課
子育て啓発事業	・主任児童委員・愛育委員を通して、地域の子育てについて話し合い、子育ての研修への参加を促すなど、地域全体で子育てを支援するための意識啓発を図ります。	こどもみらい課 就学前教育課 健康増進課
子育てに関する知識の普及	・子育て支援センターが発行する「支援センターだより」だけでなく、「広報たまの」、子育て支援アプリ「母子モ」、子育てメルマガなど様々なメディアを活用し、子育てに関する知識の普及を図ります。	こどもみらい課 就学前教育課
子育てに関する学習機会の提供と拡充	・子どもの発達段階に応じた育児講座等や家庭教育学級を充実します。 ・各機関で個別に実施している関連事業の役割分担を明確にし、効果的な学習機会の提供が図られるよう調整を行います。 ・幼児クラブなどの活動に対し助言、情報の提供等の支援を行います。	こどもみらい課 学校教育課 社会教育課
男女の固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の普及啓発	・たまの参画フェアのイベントや男女共同参画講座などを通じて、慣習によりつくられた男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、家庭や地域における男女平等意識の啓発を図ります。	総務課
父親の育児参加意識の啓発	・両親学級や子育て応援パパ講座を通じて、男女がともに子育てに携わっていけるように働きかけ、父親の育児への積極的な参加意識を育てます。	こどもみらい課 総務課

◆主な取組と担当課◆		
「第5次たまの男女共同参画プラン」の推進	・「第5次たまの男女共同参画プラン」の進捗状況の点検及び評価を進めるとともに、施策の連携に努めます。	総務課

【基本目標3】 地域で安心して子育てできる環境づくり

5. 子育てを応援するまちづくり

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、同じ子育ての悩みの共有や相談ができ、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

(1) 子育て家庭への支援の充実

◆主な取組と担当課◆		
子育て支援センターの機能の充実	・日中家庭内で子どもをみている保護者が、子育てに関する悩みを気軽に相談できる拠点として関係課と連携し、様々な活動を推進します。 ・地域におけるコミュニケーションづくりの拠点としての機能を充実させ、育児相談、離乳食ミニ講話などを行います。	こどもみらい課 就学前教育課
子育て相談体制の充実	・保育園、認定こども園、幼稚園、学校、子育て支援センター、こども家庭センター、教育支援室などで、プライバシー保護に留意しつつ、各分野の連携による相談体制を充実します。 ・こどもの未来づくりネットワーク連絡協議会を開催し、市内の相談支援体制の連携を深めるとともに、就学前園に保育カウンセラーを派遣して子育て支援の充実を図ります。 ・スクールカウンセラーの活用、教育サポートセンターとの連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課
保健・福祉・教育・その他機関との連携	・各機関で個別に実施されている様々な子育て相談事業の連携強化を図るため、ネットワークづくりを進め、それぞれの役割をもって問題の早期発見、早期解決に努めます。 ・関係者による定期的なケース検討会などを設け、フォロー体制の充実を図ります。 ・「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、子ども・若者の不登校・ひきこもり対策に取り組みます。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課 福祉政策課

◆主な取組と担当課◆		
児童委員(民生委員)・主任児童委員	・生活や子どものことでの悩み・困りごとの相談をしています。主任児童委員は、児童福祉に関する事柄を専門的に担当し、児童委員(民生委員が兼ねる)と連携して活動します。	福祉政策課
教育相談などの充実	・いじめや不登校などに対応するため、学校における相談体制を充実します。 ・各校においては、生活アンケートの実施や教育相談週間の設定等により、いじめの早期発見や児童生徒の心の課題を早期に把握する取組を推進しながら、生徒指導主事や教育相談担当者を中心に、様々な問題に対応します。	学校教育課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

◆主な取組と担当課◆		
子育て支援センターの機能の充実(再掲)	・日中家庭内で子どもをみている保護者が、子育てに関する悩みを気軽に相談できる拠点として関係課と連携し、様々な活動を推進します。 ・地域におけるコミュニケーションづくりの拠点としての機能を充実させ、育児相談、離乳食ミニ講話などを行います。	こどもみらい課 就学前教育課
関係機関の連携	・庁内関係部署と連携し、子育てに関する情報を共有しながら、子育てに係る各機関・部署が、それぞれの機能や役割を充実するとともに、連携の強化に努めます。	こどもみらい課
子育て教室などの開催	・保育従事者などの指導のもとに園庭開放や子育て教室、子育て講座などを開催し、親同士のネットワークづくりをサポートします。 ・幼児クラブの会長研修会や母親クラブなどの実施において、各園の実情に応じて情報交換の場の提供に努めます。	こどもみらい課 就学前教育課
サークル活動の支援	・出前保育などにおいて、手遊び・親子体操を紹介するなど、親子が集い、遊ぶことができるサークル活動を支援するとともに、自主的なサークル運営に向けてのアドバイス等による支援を行います。	こどもみらい課 就学前教育課
サークルの交流	・サークル同士のネットワークづくりのため、交流の場所を提供し、各幼児クラブでの親子のふれあいの機会を促進します。	こどもみらい課 就学前教育課
幼児クラブの活動支援	・幼児クラブでは、同年代の子どもを育てる保護者同士で情報の共有や交流ができるよう、また未就学児同士で楽しく遊ぶことができるよう、合同運動会等を開催します。 ・活動を通して、子ども同士・親同士の関わりを深めていけるよう支援していきます。	こどもみらい課

◆主な取組と担当課◆		
ふれあい交流の推進	・ 保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の行事に地域の方の参加を呼びかけ、幼児、児童との交流を図り、地域と一体になった子育てや、ふれあい交流を推進します。 ・ 各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化を行うことにより、地域の力を学校に取り入れ、出前授業や読み聞かせ等の交流活動を行っています。 ・ 一部中学校の体験学習の一環として、乳幼児とのふれあいの場を提供し、心の教育の充実を図ります。	就学前教育課 学校教育課
園庭開放	・ 保育園、認定こども園、幼稚園を地域に開放し、就園前の親子が誰でも参加できる園庭開放の内容を充実します。 ・ 保護者への相談体制を充実します。	就学前教育課
学校開放	・ 地域活動の場の一つとして、小学校、中学校体育施設等を各園の実情に応じて地域に積極的に開放します。	社会教育課
学校と地域との連携	・ 各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化を行い、学校、地域、家庭が一体となって、ともに子どもたちを育ていくための学校地域づくりを進めます。 ・ 各小学校で、地域との連携の推進に向けて、総合的な学習の時間等のゲストティーチャーや学校支援ボランティアを中心に地域の力を学校に取り入れ、出前授業や読み聞かせ等の交流活動により、地域の貴重な人的資源の活用を図ります。	学校教育課 社会教育課

6. きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実

近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加しています。児童虐待の防止に向けた体制の強化が求められており、本市においても関係機関が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。また、ひとり親家庭等への相談対応や経済的な支援に引き続き取り組むとともに、障害のある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、特別支援教育の充実や環境整備を推進します。

厚生労働省が令和5（2023）年7月に公表した最新の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%となっており、約9人に1人の子どもが、平均的な所得の半分以下の世帯で暮らす状況となっています。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境の整備や教育環境の機会均等を図ります。

(1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実

◆主な取組と担当課◆		
「子どもの権利に関する条約」の理念の啓発	・ポスターの掲示やホームページの掲載等により、「子どもの権利に関する条約」の理念について、住民に対する意識の啓発を行います。 ・子どもたちと直接かかわる関係職員に一層の理解を促し、社会全体で子どもの権利擁護を推進します。	就学前教育課
障害のある子どもの権利擁護	・全ての子どもたちの人権が大切にされるよう、積極的な支援に取り組みます。 ・一人ひとりの障害ある子どもの特性を理解し、より良い関わり・環境を整えるよう職員への障害児保育研修を実施します。	就学前教育課 学校教育課 福祉政策課
人権意識の高揚	・命を大切にする心を培い、自分の権利だけでなく、他人の人権を尊重する気持ちを養うよう、各種研修の実施や啓発に努めます。 ・心の教育を重視して、様々な人とふれあう機会を設け、命の尊さや人権の大切さを学習し、人権意識の高揚を図ります。	就学前教育課 社会教育課
児童虐待の早期発見と支援	・親子健康手帳の発行時の面接や乳児家庭全戸訪問を通じ、虐待の早期発見と予防に努めます。 ・幼稚園教諭・保育士、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、民生委員・児童委員、福祉委員、その他児童の福祉に職務上関係のある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、児童虐待の早期発見に努めます。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課 福祉政策課
要保護児童対策地域協議会の取組	・こどもみらい課・教育委員会内の関係所管が連携し、必要に応じケース検討会を開催し、乳幼児健診での早期発見や保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等を通して見守りを行い児童相談所への送致等を実施します。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課
保護者の孤立の予防	・子育て期の保護者に、親子グループや子育てサークル、園庭開放に関する情報を提供し、仲間づくりを促進して子育て支援の充実を図ります。	こどもみらい課 就学前教育課
相談支援体制の充実	・子育てに関する保育園・認定こども園・幼稚園での相談対応、保育カウンセラーの園への派遣、こども家庭センター、教育サポートセンター等の相談支援体制を強化し、保護者の育児上の悩みや不安の解消を図ります。 ・電話での育児相談や訪問で相談体制を強化していきます。 ・子育てや生活に関する相談全般からより専門的な相談対応を行う「玉野市こども家庭センター」を設置しました。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課
児童虐待ハイリスク家庭の発見と予防	・特定妊婦のフォローや乳幼児健診等で児童虐待ハイリスク家庭の支援を早期に実施します。 ・幼稚園・保育園・認定こども園及び学校等、関係機関との連携により、家庭への援助と子どもの発達を支援します。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課 福祉政策課

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

◆主な取組と担当課◆		
児童扶養手当（再掲）	・父または母がいない家庭や、父または母が重度の障害の状態にある家庭で、お子さんを養育している母または父及び養育者を対象に、手当を支給します。	こどもみらい課
ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭を支援するために、児童扶養手当や奨学金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付などの国や県の支援制度を紹介し、ひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。	こどもみらい課
母子・父子自立支援員	・母子・父子自立支援員は、主にひとり親家庭の様々な悩みごとや母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の相談に対応し、問題解決を支援します。	こどもみらい課
ひとり親家庭等の医療費の助成	・ひとり親家庭の親及びその児童などを対象に、保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で助成します。	こどもみらい課

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

◆主な取組と担当課◆		
特別支援教育の充実	・幼保各園を訪問し、特別支援教育に関する専門の指導・助言を行います。また、4歳児巡回相談事業の実施により支援を必要とする児童の早期発見・早期対応に努めます。 ・研修を定期的に取り入れ、障害のある子どもの理解の向上を図ります。 ・障害のある子どもについて、「玉野市特別支援教育ネットワーク連絡協議会」を中心として各機関が連携して適切な対応に努めます。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課
障害のある子どもへの支援	・障害のある子どもを早期に発見し療育等適切な支援につなげるとともに、保護者同士が親睦を図れるよう支援します。 ・障害のある子どもが地域との交流がもてるよう支援します。 ・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び地域の保健師や関係機関が連携し、発達障害等の早期発見と適切な支援の継続に取り組み、障害のある子どもの社会的自立を目指します。市内の支援者等で特別支援教育サポートチームを編成し、園訪問や学校訪問を実施します。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課 福祉政策課

◆主な取組と担当課◆		
障害のある子どもに対する助成	・日常生活において常時介護を必要とするような状態の児童に対して、障害児福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 ・日常生活用具や補装具購入に際しては、所得により差額分を市が助成します。 ・身体障害者手帳の交付を受けた方及び知的障害にある20歳未満の障害のある子どもを扶養している保護者に児童福祉年金を支給しています。	こどもみらい課 福祉政策課
特別児童扶養手当	・障害のある子ども（20歳未満）を家庭で養育している保護者を対象に手当を支給します。	こどもみらい課

（４）子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

◆主な取組と担当課◆		
生活困窮者に対する相談支援	・生活困窮者の自立と暮らしの安定に向けて、相談対応や必要な支援プランの作成等を実施します。	福祉政策課
子どもの貧困の解消に向けた対策	・保育や教育、関係機関が子どもの貧困に係る保護者や児童の現状を共有し、教育の支援や生活不安の解消に向けた必要な支援策を検討・実施します。	こどもみらい課 就学前教育課 学校教育課 福祉政策課

（５）外国につながる幼児への支援

◆主な取組と担当課◆		
円滑なコミュニケーションのための配慮や支援	・外国語での説明表記や翻訳機の導入により、幼い頃に外国で育った日本人の子どもや外国人を親にもつ家庭などに対する配慮や支援を行います。	就学前教育課 学校教育課

7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

防災・防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、安全・安心確保のため、地域住民の自主活動等を支援し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。

また、児童生徒たちが心身ともに健全な生活を送れるよう、学校や家庭における相談体制の充実や生活環境の改善を図っていきます。

(1) 子どもの安全・安心の確保

◆主な取組と担当課◆		
危険箇所の点検	・道路、用水路などにおいて、普段のパトロールや安全点検を通して、日常的に危険箇所の把握に努めるとともに必要に応じて防護柵、区画線、反射鏡などの安全対策を講ずることにより子どもの事故を防止します。 ・水場などの危険箇所に、遊泳禁止立札を設置し、安全対策を行います。 ・日ごろから子どもの視点を意識した道路や公園施設の安全点検を実施することにより、安全なまちづくりを推進します。	土木課 都市計画課
交通安全の推進	・交通事故の原因となるような要因を排除し、子どもたちが安全に通行できるよう整備に努めます。 ・警察、母の会、交通安全協会、交通警察協助手などの関係機関と連携し、子どもたちや一般ドライバーに対して交通安全教育の徹底を図ります。 ・市内の小学生を対象にバスの乗り方教室を実施し、幼い頃から公共交通に触れる機会を提供することにより、子どもたちの交通マナーや交通安全意識の向上を図ります。 ・多様な媒体を活用した広報活動をはじめ、各種会議、会合、講習会等を活用した啓発に努め、市民の交通安全意識の高揚と実践を図ります。	公共施設 交通政策課
防災対策の推進	・保育園・認定こども園・幼稚園では、子どもに配慮した防災対策を推進します。また、災害時の避難訓練、引き渡し名簿の整備など、防災対策を強化します。 ・各保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校においては、年間の避難訓練計画を作成し、火災、地震、不審者に対する避難訓練等を実施します。 ・自主防災組織の設置を促進します。 ・防災マップの作成を促進します。	就学前教育課 学校教育課 危機管理課

◆主な取組と担当課◆		
防犯対策の充実	・犯罪の多様化・凶悪化が進む現在、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、不審者訓練や防犯教室の実施等を通じて子どもたち自身の防犯意識の向上を図ります。 ・保護者等への防犯意識の啓発を行います。 ・警察等関係機関と連携し、防犯対策の充実に努めます。 ・各校で防犯教室や薬物乱用防止教室等を実施するほか、教育委員会でも保護者に対して見守り活動を依頼するチラシ等の啓発を行います。 ・市内の各校園や、警察等から不審者情報が入り次第、その内容を検討し、必要な場合には、市内全校園に、不審者情報をFAXやメール等にて周知し、子どもへの指導とともに保護者にも知らせます。 ・「不審者情報メールマガジン」により市内で発生した不審者事案について広く周知を図ります。	公共施設 交通政策課 学校教育課
有害環境の浄化	・育成センター職員と指導員とで各学区内のコンビニ等児童生徒が立ち寄りそうな場所での状況確認や協力要請を行います。 ・児童の心身の健全育成を図るため、青少年育成センターを中心に、有害図書や有害ビラ、DVDなどの排除に努め、環境浄化活動を促進していきます。 ・関係機関との連携のもと、相談事業や啓発活動をより強化し、青少年の非行防止に努めます。 ・「青少年を守る店」の普及など青少年に悪影響を及ぼす社会環境の浄化及び啓発活動を推進します。	社会教育課
児童の健全育成	・商店街や公園などの街頭指導、年末年始などの特別補導、青少年健全育成指導員による地区補導を実施し、子どもの健全育成に努めます。 ・青少年育成センターで、機関誌青少年健全育成だより「みちびき」を発行し啓発に努めます。	社会教育課
玉野市青少年健全育成指導員	・青少年の健全育成・非行防止のために、地域内の補導と情報の収集・連絡、環境浄化などに協力しています。	社会教育課
子どもへの相談支援体制の充実	・いじめや不登校など、子どもをめぐる問題に対応するため、小中高等学校全校へのスクールカウンセラー等の相談支援体制の強化充実に図り、子どもの悩みや不安を子どもの立場に立って受け止め、問題の早期発見、早期解決に努めます。 ・市内の教育相談担当教員やスクールカウンセラーが参加する「こどもの未来づくりネットワーク連絡協議会」を開催して教育相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課

◆主な取組と担当課◆		
子どもに関する問題 に悩む親への支援	・子どもの不登園、不登校、いじめの被害等のために悩んでいる保護者に対し、不安を受け止め、解決をともに探るために、カウンセリングなどの相談支援体制を充実させます。 ・スクールカウンセラーの全校配置、教育サポートセンター教育支援室の教育カウンセラーによる相談実施等により、教育相談体制を整え、保護者等の支援に取り組みます。	就学前教育課 学校教育課

(2) 快適な生活環境の整備

◆主な取組と担当課◆		
公園等の整備	・子どもたちに安全・安心な魅力のある遊び場を提供できるよう、遊具等の公園施設の整備に努めます。 ・誰もが利用する公園の整備を推進します。 ・公園の衛生管理を推進するとともに、ペットの糞やタバコの吸殻の始末、ごみの不法投棄に対する注意喚起など、子どもたちが清潔な環境で安全に遊べるよう、利用者のモラルの向上を図ります。	都市計画課
児童遊園地の整備	・健全な遊びの中で、子どもの健康を増進するとともに、自主性・社会性・創造性を高め情操を豊かにする場所として、児童遊園地を整備しています。遊具の修繕等を行い、健全な遊び場を提供することにより、健やかな成長を促進します。 ・また、地域の憩いの場としても安心して利用できるよう、老朽化した施設の修繕等を行い、誰もが安心して利用できるよう整備に努めます。	都市計画課

【基本目標４】 子どもの生きる力の育成

８．子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域のボランティア指導者や協力者など、地域で活動する人材や団体との連携を強化し、多様な世代の人や子ども同士の交流の機会を提供するとともに、親子が気軽に福祉活動や体験活動等に参加できる機会づくりを充実します。また、文化活動やスポーツ活動を促進し、子どもの健全な育成を図ります。

また、読書を通じて親子の絆を深めるとともに、読書に親しむ生活習慣の形成を図るため、図書館活動等を通じて、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけをつくります。

（１）多様な体験・ふれあいの機会づくり

◆主な取組と担当課◆		
地域子ども楽級の推進	・地域のボランティア指導者や協力者のもとで、子どもたちが自主的に参加し、遊びやものづくり、体験学習、世代間交流などを行います。	社会教育課
子ども会の活性化	・それぞれの地区で組織されている子ども会の活動を支援していきます。今後はジュニアリーダーの育成にも力を入れていきます。	社会教育課
優れた芸術文化に接する機会の提供	・子どもたちに劇や音楽など優れた芸術文化の鑑賞機会の創出を図るため、玉野市トップアーティスト招へい事業の活用を促進します。	社会教育課
福祉教育の推進	・保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校における様々な活動の中で、人との関わりを経験し、人へのいたわりの気持ちが育つように福祉教育の実践を推進します。	就学前教育課
ふれあい交流の推進 （再掲）	・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の行事に地域の方の参加を呼びかけ、幼児、児童との交流を図り、地域と一体になった子育てや、ふれあい交流を推進します。 ・各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化を行うことにより、地域の力を学校に取り入れ、出前授業や読み聞かせ等の交流活動を行っています。 ・一部中学校の体験学習の一環として、乳幼児とのふれあいの場を提供し、心の教育の充実を図ります。	就学前教育課 学校教育課

◆主な取組と担当課◆		
障害のある子どもとの交流の促進	・ 障害のある子どもの特性などに十分配慮しながら、交流の場の設定や交流授業・交流活動などインクルーシブ教育を実践し、共生の心を育みます。また、周囲の児童生徒への指導を充実し、共生社会の実現に向けて計画的に取り組めます。 ・ 人権教育を推進し、障害に対する理解を促進します。	就学前教育課 学校教育課
ボランティアの発掘	・ 各校において、地域の方々にボランティアとして、教科や総合的な学習の時間にゲストティーチャーとして参加してもらい、地域の文化、高齢者の生活体験などを子どもたちに伝承します。 ・ 職場体験、自然体験活動などを支える指導者やボランティアの発掘に努めます。	社会教育課
親子のふれあいの促進	・ 地区での親子のつどいや、親子交流会などを開催し、親子の愛情と信頼を深めるとともに、明るくあたたかな家庭づくりを支援します。 ・ 地域子育て支援センターで実施している行事や各園の園庭開放などを通じて、親子のふれあいを推進します。 ・ 事業推進にあたっては、働いている保護者の参加が得られやすい祝日や日曜日に開催するとともに、事業内容にも工夫し、多数の親子の参加を図ります。	こどもみらい課 就学前教育課

(2) 健全育成の推進

◆主な取組と担当課◆		
図書館活動の充実	・ 「としょかんまつり」「おはなしのひろば」「おはなしどんどんランド」等の行事を開催し、読み聞かせなどを通して本の楽しさを伝えます。 ・ 活字離れしている子どもたちが、本に親しむために毎月テーマ別の本の展示を行い、読書習慣の推進を図ります。 ・ 幼稚園に絵本の搬送を行い、読書の環境づくりを行います。 ・ ブックスタート事業を通して親子による情操教育を支援します。 ・ 読書ボランティアの会「絵本だいすきたまの」の支援と充実を図ります。	社会教育課
図書・備品の充実	・ 生涯学習の拠点となる市民センターや図書館等の蔵書、コンピューターなど施設・備品の充実を図ります。	社会教育課
児童館活動の充実	・ 児童の情操を豊かに育み健康を増進することを目的に、様々な遊びの場を提供し、自主性、社会性、創造性を高める活動を行います。 ・ 乳幼児親子対象のふれあいの場や子どもボランティア育成事業及び年長児童の来館促進事業の充実を図ります。	こどもみらい課

◆主な取組と担当課◆		
スポーツ活動の推進	・子どもたちがそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しむことができるよう、総合スポーツクラブの育成を図り、関係機関との連携のもとにスポーツ活動を推進します。	社会教育課
スポーツ交流活動の推進	・各種スポーツ教室やスポーツ団体の活動を拡充し、大会などを通じて交流活動を推進します。	社会教育課
スポーツ施設の充実	・体育・スポーツ施設の充実を図り、各種スポーツの振興を図ります。	社会教育課
玉野市スポーツ少年団の支援	・子どもたちの体力の増進を図るとともに、スポーツを通じて社会のルールなどを学ばせるため、スポーツ少年団活動を積極的に支援していきます。	社会教育課

9. 教育環境の充実

子どもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、幼児期からのきめ細かな教育の推進とともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

子どもの頃から喫煙や薬物等の害について学ぶなど健康教育の充実を図るとともに、赤ちゃんとのふれあい体験学習や道徳授業、人権授業を通じて、命や人権の大切さの認識を図るなど、次代の親の育成に向けた教育を推進します。

(1) 幼児教育環境の充実

◆主な取組と担当課◆		
幼児教育の充実・振興	・保育園、認定こども園では、全園が同じテーマで研究に取り組み、公開保育を通して、成果や内容を情報交換して、保育力の向上に努めます。 ・幼稚園では、各園の実態に合わせたテーマを設定し、目指す子ども像に向けて取り組んでいます。また、各年齢別の公開保育や協議会をもち、幼稚園、保育園、こども園の職員が語り合い教育力の向上に努めます。 ・幼稚園、保育園の統廃合や認定こども園化については、再編計画に基づき、進めていきます。	就学前教育課 学校教育課
預かり保育の実施の検討	・保護者のニーズに応じて、保護者の就労、他の子どもの学校行事参加等による預かり保育を実施します。	就学前教育課
幼稚園・保育園・認定こども園との連携強化	・近隣の幼稚園や保育園、認定こども園との交流を推進し、幼児がともに育ちあう保育の充実に努めます。 ・職員同士の共通研修の機会を充実します。	就学前教育課

(2) 学校教育環境の充実

◆主な取組と担当課◆		
性・命に関わる学習 機会の充実	・幼児・児童・生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、男女が平等な異性観をもち行動できるように、指導の充実に努めます。また、性的マイノリティなどに対する適切な理解をはじめとする、社会の多様な価値観への対応力を醸成するよう指導の充実を図ります。 ・道徳授業や人権教育の充実、学校での体験活動の活性化を図り、命の大切さを理解する教育活動の推進を図ります。	こどもみらい課 学校教育課
次世代の親の育成	・命の大切さや健康な妊娠、出産、育児の喜び・大変さ等について学ぶために、小・中学生・高校生を対象に「異世代間のふれあい交流」や「赤ちゃんふれあい体験学習」を実施します。 ・健康教育や情報教育、食育等を教育課程に位置付け、子育てに必要な知識や態度の育成を図ります。	こどもみらい課 学校教育課
スクールカウンセリ ングの実施	・子どもたちの心の悩みを解決し、心身ともに健やかな児童生徒の育成を図るために、市内全ての小・中・高等学校にスクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課
子どもの健康づくり 事業	・児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解するため、喫煙防止、薬物乱用防止、エイズ教育に関する健康教育を推進します。 ・愛育委員や栄養委員と連携を図り、児童生徒に対し、健康づくりや食育の普及啓発を行います。	こどもみらい課 健康増進課 学校教育課
地域とともにある 学校づくり	・地域と連携した学校運営を進めるため学校運営協議会設置によるコミュニティスクール化を行っています。今後は開かれた教育課程の実現や地域とともにある学校づくりを進めます。	学校教育課
職業体験事業	・市内の全中学校において、自分を見つめ直し、将来について考え、望ましい就労意欲を育むため、チャレンジワークとして職場体験活動を実施します。今後も本市の教育施策の柱であるキャリア教育を推進します。	学校教育課
適応指導教室運営 事業「わかば教室」	・心理的・情緒的な原因等による不登校児童生徒に対して相談及び集団活動等の充実に努め、学校生活への復帰や社会的自立を支援します。	学校教育課

第6章 サービスの見込み量と確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援サービスの見込み量算出にあたっては、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

【本市の教育・保育提供区域】

現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の区域設定を継承し、市内全域を1区域とします。

また、教育・保育提供区域に提供されるサービスについては、教育・保育事業（保育所・幼稚園・認定こども園等）のほか、下記の地域子ども・子育て支援事業があります。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・児童館）	
(4) 一時預かり事業（一時保育事業）	
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
(6) 病児・病後児保育事業	
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
(9) 妊産婦健康診査	
(10) 養育支援訪問事業	
(11) 利用者支援事業	
(12) 妊婦等包括相談支援事業	NEW
(13) 産後ケア事業	NEW
(14) 子育て世帯訪問支援事業	NEW
(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	NEW

2. 幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制

各事業のこれまでの実績等を踏まえて算出した見込量に対応できる提供体制の確保について、次のとおり設定しました。

(1) 幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上の教育利用）

認定区分	対象者	利用サービス
1号認定	・子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	・子どもが満3歳以上で、共働き※であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	・幼稚園 ・認定こども園

※ひとり親家庭を含む（以下同様）

【見込量と確保方策】

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量①	幼稚園及び認定こども園	124	86	62	52	41
	幼稚園及び認定こども園（1号認定）	115	80	57	48	38
	幼稚園及び認定こども園（2号認定）	9	6	5	4	3
確保方策② （提供量）	幼稚園及び認定こども園	240	240	240	240	240
過不足②－①		116	154	178	188	199

【確保方策】

計画期間内の見込量に対する確保方策（定員）は240人と、必要量を十分に確保できる見込みです。見込量は減少傾向で推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量を確保できる見通しです。

(2) 保育所・認定こども園のニーズ（3歳以上の保育利用）

認定区分	対象者	利用サービス
2号認定	・子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	・保育所 ・認定こども園

【見込量と確保方策】

単位（人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	保育所及び認定こども園	739	712	686	661	637
確保方策② （提供量）	保育所及び認定こども園	838	838	838	838	838
過不足②－①		99	126	152	177	201

【確保方策】

計画期間内の見込量に対し、保育所及び認定こども園の定員（3歳以上）は838人と、必要量を確保できる見込みです。見込量は減少傾向で推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量を確保できる見通しです。

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ（0～2歳児）

認定区分	対象者	利用サービス
3号認定	・子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育

【見込量と確保方策】

<0歳児> 単位（人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	保育所及び認定こども園 ＋地域型保育	105	105	104	103	102
確保方策 （提供量）	保育所及び認定こども園	105	105	105	105	105
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計②	105	105	105	105	105
過不足②－①		0	0	1	2	3

<1歳児> 単位（人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	保育所及び認定こども園 ＋地域型保育	189	186	182	179	176
確保方策 （提供量）	保育所及び認定こども園	193	193	193	193	193
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計②	193	193	193	193	193
過不足②－①		4	7	11	14	17

<2歳児> 単位（人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	保育所及び認定こども園 ＋地域型保育	205	203	201	199	197
確保方策 （提供量）	保育所及び認定こども園	224	224	224	224	224
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計②	224	224	224	224	224
過不足②－①		19	21	23	25	27

【確保方策】

計画期間内の見込量に対し、0～2歳のそれぞれの定員で必要量を確保できる見込みです。0歳については定員にほとんど余裕はありませんが、1～2歳については多少定員に余裕があります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制

各事業のこれまでの実績等を踏まえて算出した見込量に対応できる提供体制の確保について、次のとおり設定しました。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

単位（人）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	600	600	600	600	600
確保方策（提供量）②	600	600	600	600	600
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

本市の場合、6園で19時まで実施しています。今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

学校、家庭、地域の協力のもとに、小学校１～６年生までの児童のうち、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、授業終了後及び長期休暇期間に、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全な育成を図ります。

＜低学年＞ 単位（人）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	555	530	505	482	460
確保方策（提供量）②	530	530	530	530	530
過不足②－①	-25	0	25	48	70

＜高学年＞ 単位（人）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	245	241	238	234	231
確保方策（提供量）②	230	230	230	230	230
過不足②－①	-15	-11	-8	-4	-1

【確保方策】

本市では、市内の小学校に通学する児童を対象に、全14小学校区で事業を実施しています。

現状で過密度が高い放課後児童クラブや、今後、学校適正化に伴う放課後児童クラブの集約により新たにクラブ室の確保が必要となる放課後児童クラブについて、5か年で4か所程度の施設整備を進めます。

また、国の目指す放課後子供教室との一体化については、本市においては運営主体、活動場所、時間等が異なることから、即時での対応は難しいものの、一体化の方針に基づき、交流等を可能な所から実施します。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・児童館）

子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。親子の遊び場、交流の場として提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成支援、また、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

単位（人回／年）※延べ利用回数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	7,390	7,390	7,390	7,390	7,390
実施か所数	4	4	4	4	4
確保方策（提供量）②	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128
過不足②－①	5,738	5,738	5,738	5,738	5,738

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、サービスを実施するとともに、こども家庭センターとの連携やその周知を図り、利用の促進に努めます。

(4) 一時預かり事業（一時保育事業）

冠婚葬祭・出産・仕事・病気・疲れ・看護・介護等で子どもの世話ができなくなったとき、あらかじめ登録した上で、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園在園児（認定こども園の教育利用児を含む。）については、「幼稚園在園児を対象とした預かり保育」により、それ以外に対しては、「保育所における一時預かり」により実施します。

単位（人日／年）※延べ利用人数		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園 在園児対象	見込量①	256	246	237	228	220
	1号認定の見込量	166	156	147	138	130
	2号認定の見込量	90	90	90	90	90
	確保方策（提供量）②	256	246	237	228	220
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位（人日／年）※延べ利用人数		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保育所における 一時預かり	見込量①	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
	確保方策（提供量）②	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
	過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

幼稚園在園児については、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。また、幼稚園在園児以外の保育所の一時的預かり保育事業についても、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

単位（人日／年）※延べ利用人数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	15	15	15	15	15
確保方策（提供量）②	72	72	72	72	72
過不足②－①	57	57	57	57	57

【確保方策】

本市では令和6年度から事業を実施しており、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

単位（人日／年）※延べ利用人数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	120	120	120	120	120
確保方策（提供量）②	260	260	260	260	260
過不足②－①	140	140	140	140	140

【確保方策】

現在、本市では、たまの病院において実施（令和7年1月現在）していますが、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

単位（人日／年）※延べ利用人数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	413	413	413	413	413
確保方策（提供量）②	700	700	700	700	700
過不足②－①	287	287	287	287	287

【確保方策】

現在、本市では、児童館において実施（令和6年4月現在）していますが、放課後の居場所のみでなく、就学前児童を含めた幅広いニーズに対応できる事業です。今後も、会員の確保と利用促進を図りながら、継続して実施します。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

単位（人／年）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	228	219	212	206	199
確保方策（提供量）②	228	219	212	206	199
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

(9) 妊産婦健康診査

妊産婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

単位（人／年）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量（人）		2,835	2,771	2,708	2,647	2,587
	健診回数（回／年）	16	16	16	16	16
確保方策 （提供量）	実施場所	医療機関				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査・産後EPDS 等				
	実施時期	通年				

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援など）を行う事業です。

単位（人／年）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①		271	271	271	271	271
確保方策（提供量）②		271	271	271	271	271
過不足②－①		0	0	0	0	0

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

(11) 利用者支援事業

児童またはその保護者の身近な場所で、子育て支援施設や事業などを円滑に利用してもらうため、様々な情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。利用者支援事業の主な内容として、「利用者支援」と「地域連携」の2つがあります。

単位（か所）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保方策（提供量）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【確保方策】

平成30年4月から母子保健型（1か所）を、令和元年5月から基本型（1か所）を開始しています。令和6年4月から母子保健型は、こども家庭センター型へ移行しており、基本型と連携しながら、子育て家庭へ寄り添う支援の強化に努めます。

(12) 妊婦等包括相談支援事業 NEW

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

単位（人回／年）※延べ利用回数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	638	638	638	638	638
確保方策（提供量）②	700	700	700	700	700
過不足②－①	62	62	62	62	62

【確保方策】

令和6年度まで「出産・子育て応援事業」として実施していた事業で、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業」として事業を継続実施します。

(13) 産後ケア事業 NEW

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

単位（人日／年）※延べ利用人数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	66	73	80	88	97
確保方策（提供量）②	145	145	145	145	145
過不足②－①	79	72	65	57	48

【確保方策】

近年利用者が増えている事業で、計画期間内の利用者も増加が見込まれますが、提供体制を確保できる見通しです。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 NEW

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

単位（人日／年）※延べ利用人数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	29	28	27	26	25
確保方策（提供量）②	29	28	27	26	25
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

令和6年度から実施する新規事業となっており、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） **NEW**

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

単位（人日／年）※延べ利用人数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量①	40	38	38	37	36
確保方策（提供量）②	40	38	38	37	36
過不足②－①	0	0	0	0	0

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

【確保方策】

令和8年度からの給付制度化（全国全ての自治体での実施）に向けて進められている新規事業で、本市においては計画初年度の令和7年度からの実施に向けて整備を進めます。今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

第7章 計画の推進にあたって

1. 関係機関等との連携

本市の子育て支援施設（幼稚園、保育園、認定こども園）においては、より一層、質の高い教育・保育サービスの提供を目指します。地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップします。そのため、庁内の各関係部署間の連携を強化するとともに、関係機関や関連団体、県、近隣市町村とも連携・協力体制の構築を目指し、適切な計画の推進を図ります。

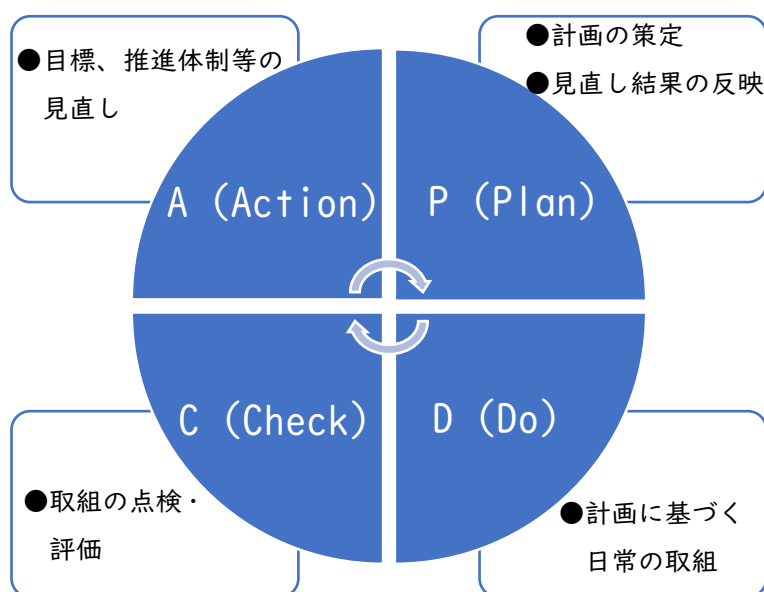
また、スムーズな就学移行を目指すことも必要であることから、子育て支援施設と小学校との連携を、さらに深めるための取組を検討し、子どもの成長の切れ目ない支援と環境づくりを進めます。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)に基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

また、部署間の連携や調整をこれまで以上に強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

【進行管理の仕組み図】



3. 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力のみならず、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子育て支援は、保育園・幼稚園・認定こども園、学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想といえます。市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪の拡大に努めます。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本市では、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討します。

5. 障害児支援の体制整備の推進

地域において障害児を支援する体制を整備するにあたっては、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

資料編

Ⅰ. 玉野市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、玉野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 玉野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2） 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- （3） 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保育園・幼稚園保護者代表
- （3） 子ども・子育て関係団体代表
- （4） 事業主代表
- （5） 労働者代表
- （6） 行政関係者

2 前項第1号から第6号までの委員の数は、11人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こどもみらい課において行う。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第54号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第64号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2. 玉野市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	ノートルダム清心女子大学名誉教授 三宅医院心理臨床室室長	清 板 芳 子
学識経験者	玉野市保育協議会会長	藤 岡 裕 子
学識経験者	玉野市立幼稚園長会会長	諏 訪 祐 子
玉野市特定教育・保育施設 保護者代表	サンマリン認定こども園	平 田 由紀乃
玉野市特定教育・保育施設 保護者代表	日比幼稚園	土 井 和 美
子育て関係団体代表	玉野市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員会副部長	福 本 敏 子
子育て関係団体代表	玉野市幼児クラブ連絡協議会長	峰 あ ゆ み
事業主代表	株式会社おもちゃ王国 取締役総括マネージャー	竹 内 大 器
労働者代表	玉野地区労働者福祉協議会事務局長	村 中 堅 一
行政関係者	玉野市教育委員会教育次長	小 崎 隆
行政関係者	玉野市健康福祉部長	萱 哲 司

第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年（2025年）3月

発行：玉野市健康福祉部こどもみらい課
〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号
TEL：0863-32-5554 FAX：0863-32-5514